

令和3年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 3 年 6 月 16 日（水曜日）

議 事 日 程（第3号）

- 第1 一般質問
- 第2 議案第79号 町道路線の認定について
- 第3 議案第80号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第81号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第82号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第83号 四万十町おとし滞在施設条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第84号 四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第8 議案第85号 令和3年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第86号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）
- 第10 請願第3－1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願
- 第11 陳情第3－1号 四万十町議会の「見える化」を求める陳情
- 第12 陳情第3－3号 四万十町文化的施設整備推進事業計画の見直しを求める陳情書
- 第13 発委第2号 「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書
- 第14 議員派遣の件について
- 第15 閉会中の継続審査・調査の申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第15まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（16名）

1 番	酒 井 祥 成 君	2 番	槇 野 章 君
3 番	林 健 三 君	4 番	古 谷 幹 夫 君
5 番	緒 方 正 綱 君	6 番	武 田 秀 義 君

7番 吉村 アツ子 君
9番 水間 淳一 君
11番 岩井 優之介 君
13番 堀本 伸一 君
15番 橋本 章央 君

8番 下元 昇 君
10番 中屋 康 君
12番 田邊 哲夫 君
14番 村井 眞菜 君
16番 味元 和義 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中尾 博憲 君	副 町 長	森 武士 君
政 策 監	大元 学 君	会 計 管 理 者	清 藤 泰彦 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊谷 敏郎 君	危機管理課長	西岡 健二 君
企 画 課 長	川上 武史 君	農林水産課長	池上 康一 君
にぎわい創出課長	小笹 義博 君	税 務 課 長	吉岡 範満 君
町 民 課 長	本山 桂三 君	建 設 課 長	竹内 幸喜 君
健康福祉課長	長森 伸一 君	高齢者支援課長	三本 明子 君
環境水道課長	小嶋 二夫 君	教 育 課 長	山脇 光章 君
教 育 次 長	浜田 章克 君	生涯学習課長	林 瑞穂 君
学校教育課長	岡 英祐 君	農業委員会事務局長	西田 尚子 君
代表監査委員	田邊 幹男 君	総務課財政班長	津野 博 君
大正・十和診療所事務長	国澤 豪人 君	特別養護老人ホーム事務長	三宮 佳子 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 北村 耕助 君

町民生活課長 田邊 真司 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 富田 努 君

町民生活課長 細川 理香 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |          |     |         |
|---------|----------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓也 君 | 次 長 | 正岡 静江 君 |
| 書 記     | 友永 龍二 君  |     |         |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 3 年第 2 回四万十町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程に入る前に、にぎわい創出課長より、昨日15日の10番中屋康君の一般質問の答弁について一部訂正したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 昨日、中屋議員のお試し住宅の質問に回答した中で、お試し滞在施設について、宿泊者数41組63人のうち14人が定住につながったと回答しましたが、14組が定住につながったと訂正します。

また、移住支援住宅について、開設以降、16人の利用があり、10人のうち5人が定住につながったという部分ですが、開設以降、16組の利用があり、10組のうち5組が定住につながったと訂正します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

12番田邊哲夫君の一般質問を許可します。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ただいまから一般質問を行います。私の一般質問通告は三点を用意しておりました。

一点目は、コロナワクチン接種の現状と課題、二点目が、特別障害者手当とは、三点目が、町長の行政報告を受けて、文化的施設についての三点、通告しておりますので、順次質問に入ります。ワクチン接種の問題については、昨日来、同僚議員から質問があり、私の質問したいところで、答弁の中で分かった部分は省いていきたいと思いますけれども、私はなぜ昨日来、同僚議員からこのワクチン接種の問題について質問しなきゃならなかったのかという点で、町長にお聞きします。本来はこういった課題については、既に町民各位、ましてや議員にも、接種の状況等は、情報提供があってしかるべきだと私は考えていました。

昨日来、同僚から質問があったのは、そういう説明がないから、この場で町長に質問をしなくてはならないという現実について、町長は、今までの情報提供が十分であったのか

どうなのかの認識について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 認識の前に、今回本当に皆さん方に混乱をさせたことを心よりおわび申し上げたいと思いますし、その中でやはり情報提供不足があったように、私も反省しております。

本当にこれまでいろいろな広報媒体で広報に努めてまいりましたが、結果として、こういったご意見をいただくということは、やはりその辺の周知ができてないという反省点もしっかり受け止めているところでして、64歳以下の方については、そういった混乱を招かないように、さらにはやり方も含めて、しっかり町民の皆さん方に様々な広報媒体を使って情報提供していきたいと考えております。

本当にこういったご質問をいただくようなことがあったことを心より反省をさせていただいて、お断りを申し上げたいと思います。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 町長から反省の弁がございました。

昨日の質問、答弁の中で、まだ、高齢者、65歳以上1,000人余りの方の予約がないと報告も答弁もあったわけですね。ではその1,000人の高齢者に対して、予約推進のために、どういう働きかけを行ってきたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） まだ予約されていない1,000人の方に対して、予約の推進についてどのような対応を行っているかですが、まず、現在までは、65歳以上の方に自ら予約してもらうようにお願いして、予約を受け付けておりました。

そして国等からも、7月末で65歳以上の方のワクチン接種を終わらせてもらいたいという要請があり、それに向けまして日程等や予約枠の増設等、調整もしております。一部8月に接種する予定の方もおりましたが、その方にも、7月に接種していただくように調整しておりました。

そのような対応をしており、現在、予約を希望されている方については、大体7月で接種が終える方向で調整ができております。

また、予約枠についても、接種を希望する方に予約してもらうとなると、8月にかけての接種ができないため、7月で、医療機関等に予約枠の増設等もお願いし、十分ではありませんが可能な限り、予約枠の増設をしていただきました。

それらを受けて、65歳以上の方で7月末までに接種を希望される方には、6月25日までに予約していただくように、これから周知するようにしております。

今日明日中に、可能な限りの広報媒体を使って、まずは自分で接種会場へ行ける方は、自ら予約していただき、また、接種会場に赴いていただくように、周知する予定としております。

その上で予約されない方の対応については、昨日の答弁等もありますが、分析等を行い、関係課でその方の情報等を整理した上で、どのような対応をとっていくかを整理していく予定としております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長から答弁いただいたわけですが、1,000人余りおられるということですね。率にしたら、高齢者が七千五百数十人ですので、1割以上の方がまだ予約されてない現実があるということです。

いろいろ分析が必要かと思いますが、既にそれはもう、庁内で、どこの誰々が予約してないというのは地域別には分かっているはずですよ。というのは、今朝の高知新聞を見ても、ご承知のように、全国で死者が1万4,000人。本町の約9割の方が亡くなっておられます。新型コロナウイルス感染症によって本町では1人の命も落とさないという強い決意でおるならば、ワクチン接種は任意ですけれども、できるだけ高齢者には打ってもらうという態度で臨まないと。分析しながら、今から検討しますという答弁では、私は納得できません。

できるだけ、打ってもらうためにどう努力するのか。というのは、最初の5月の予約、私の友人は300回以上電話したけども通じなかったと。そういうことが起こると、どうせ電話しても予約が取れないと、思う人たちもおられるのではないかなと察するわけです。

受けたくても、もういいわという、諦める方もおられるやもしれませんので、町としては、積極的に、今、担当課長が言われたように、たくさんの情報提供の媒体があるわけですね。そういったものを駆使しながら、できるだけ打ってもらう努力を町自らがしないといけないと私は思っています。

定例会が始まった当初は、須崎福祉保健所管内で感染者が増えましたので、3日ほど毎日情報が流れましたね。それ以降また、ぷつぷり切れました。なぜ定期的に本町の現状、これだけの予約数があるって今これだけ打ってもらっています。ぜひとも打ってくだいせん

かという呼び掛けを、これだけの媒体がありながら、なぜしないのか不思議でならない。

ぜひとも、そういう、1人の町民の命、もっと考えている姿勢が、見えてこんわけですよ。予約すりゃあ前倒しで打ってあげらやという姿勢ではなくて、できるだけ多くの方、特に重篤化しやすい高齢者に打ってもらうことが、私は必要だと思うんですね。私も、19日に1回目を打つように予約しました。何とか命をつなぎたいと思っています。

ぜひとも1,000人の方、当然、交通弱者もおられて、現実には寝たきりの方もおられるのも私も知っています。そういう人は諦めています。接種会場に行けませんので。

だから、そういう人たちに対する手だてを町がどうとってやるのか。相談があったら聞かあやという態度ではなくて、どういう方が今どういう状況にあるのは分かっているはずながです、私が言いたいのは。そういう人々に対して手厚い支援があってしかるべきだと思いますが、その点について、答弁ください。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 先ほどの答弁で、まず、ワクチン接種については任意の接種ということもあり、まず本人が希望することが前提となると考えております。

そのため、現時点では予約されていない方には、自らの意思で、接種できる日時、場所等に赴いて、できる限り多くの方に接種していただきたいと考えております。広報等が足りなかった点については、ご指摘のとおり、今後反省し、周知していきたいと思っておりますが、まずは自ら会場に足を運んで、接種していただきたいと思っております。

そして、一定、接種を行っていただいた後には、次の接種、64歳以下の方でも、優先的に接種する必要があるとも考えております。その方については、国から示される基礎疾患がある方や、高齢者と接する居宅介護等のサービス事業者の方はまだ接種を行っておりませんので、早急に接種する必要があると考えております。

そのため、ワクチン接種担当課としては、自らの意思で接種を行っていただく65歳以上の方の予約枠は確保したいと対応しておりますので、その調整が大体できましたら、続いて、64歳以下の優先的に接種する方にも打っていきたいと考えております。

議員からご指摘のとおり、中には、接種を希望するが、事情があって打てないという方もおられることは分かっております。いま一度、予約名簿等から未予約の方を整理して、その方がどうしてできないのかという整理も必要と思っております。自らお問合せいただければ、その都度対応できますが、対応できない方には、こちらから対応していくとなると、一定情報の整理も必要かと思っております。

それについては、ワクチンを推進する担当課ではなく、高齢者支援課と高齢者等に接する業務の担当や障害担当で対応していきたいと考えておりますので、8月以降、同時並行で行っていくことになると考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 現場の、原課の方向性がおつなぎしましたけども、田邊議員が指摘されるのは、やはり、後を見て、今から動くべきではないかということだと思います。

ご指摘のとおり、確かに事務量の問題もありますので、早速その辺の協議もさせていただきながら、すぐに、そういった優先接種に向けて、やはり接種者の希望に合った取組ができるように、ただ、現実問題、私もちょっと問合せいただきましたが、このコロナワクチンを打っていいかどうか、非常に悩まれる方がおります。これはあくまで全国事例、あるいはそういう様々なケースで、しっかりその辺の情報提供も必要ではないかなと考えておりますので、そういった中で、接種を希望される方を増やしていくことは大事だと思いますので、早急にこの議会の後にすぐに現場と協議を持ちながら、次への対応を考えていきたいと思っております。

私も本当にいろんな方から相談があつて、町長、打ってええのかよ、心配はないんかよということがありました。非常に答えづらいところでしたけど、私はこうしたいと思っておりますということをお答えしましたので、これを見られておる町民の皆さん方も是非ワクチン接種の、後遺症、副反応等も含めて、私は打っていただくのが基本的な考え方です。ただ、アレルギーがある方からも相談がありましたけども、そういった方においては医師と相談していただくということで、一層深まりを、ワクチン接種に対する知識の深まりを誘発していきたいと考えておりますので、どうかその辺よろしくをお願いします。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ただいま、担当課長と町長から答弁いただきました。

2回目、終わられた方もおられますし、1回終わったぞという声も聞きました。確かに使う腕が、いよいよ上がらんようになったと言う人もおられたし、いろんなケース・バイ・ケースがあるわけです。聞きます。

しかし、そういう情報も含めて、中にはこういう方もおられるが、ぜひともという形の推進をやっぱり町がしていかなと、自らが予約してくださいという姿勢じゃなくて、打った方はこういう方もおられるがという、現実の姿も示しながら、打ってもらうように努力

するのが私は行政の役目であろうと思いますので、できるだけ多くの受けたい高齢者が受けられるように、いろんな意味での手だてを講じてほしいなと申し上げて、この質問を終わります。

次に、特別障害者手当という問題について、通告しています。

私も、初めて耳にした手当制度です。なぜ今回取り上げたかという、町長、各政党で政党の新聞を発行しております。日本共産党の赤旗には毎日のものと、日曜日ごとに配布している日曜版がありまして、5月の日曜版で特集を組んで、全国の読者にこの新聞を読んでもいただきました。

そういう中で、非常にこの問題について、読者の方から、こんな制度があるのかと、多くの方が相談に自治体に駆け込んだという話も聞きましたので、四万十町も、町民の中で、手当をもらえる可能性があるにもかかわらず、手当制度を知らない方も、私自身知りませんでしたので、おられるのではないかなという思いで質問することにしました。

中身は十分私自身も分かりませんが、新聞の中身を読んで大体私なりに解釈したわけですが、さて、この特別障害者手当とはどういう制度か。制度の内容について、あまり長い時間とらんように、答弁いただければ、議事進行に私も努力しますが、執行部も努力してください。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） それでは、特別障害者手当がどのような方が該当になるかという制度について説明します。

まず、障害者手当の根拠となる法律は、特別児童手当等の支給に関する法律であり、特別障害者については、その法の第2条3項に規定されております。特別障害者とはということで、二十歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者と規定されております。その中で、著しく重度の障害については、同法の施行令で定めておりまして、該当する障害が1から3号となっております。

まず、1号は、身体の機能の障害が著しく、病状または精神の障害が、別表第2の障害の二つ以上に該当するということで、重複の障害となります。その重複については、両眼の視力が0.04や、両耳の聴力が0.04以下など、障害基礎年金1級程度の障害の方が、重複しているということが対象となります。

続いて、重度障害の2号は、先ほどの別表第2の障害が一つと、その他の障害が重複す

るということで重度三つ以上の障害となりますが、その障害については、先ほど言った障害基礎年金の一つの障害と、障害基礎年金2級の二つ程度の障害が重複する方が該当となります。

3号は、身体機能の障害が1号の障害よりさらに重度、先ほど説明した障害基礎年金の1級程度よりもさらに重度となる九つの障害が規定されており、その一つに該当し、かつ、その障害の程度が先ほどの1号2号と同等程度の障害の方が対象になり、それら1号から3号の一つに該当した場合と、さらに障害の状態を詳細に確認する必要がありますが、それらを審査した上で特別障害に認定されます。

ただ、該当しても、障害者支援施設や特別養護老人ホーム、病院などに3か月を超えて入院、または、本人または配偶者、扶養義務者に一定の所得があれば、支給の対象外となります。このような方が障害手当の該当者となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長から説明いただきました。本来、私が説明して答弁を求めるべきだと思いますが、私はずるいほうをとりました。

というのは、よく障害者手当を、障害年金と勘違いされる方がおられるわけですが、この制度は障害年金、手帳を持たなくても、いわゆる重度の障害が一つでもあれば、当然、年収の制限があったり、しっかりとした病院での診断書等も要るわけですが、大体介護度が4、5の方が受けられる可能性があるという制度です。月額2万7,000円いただけるわけです。

ある面では国の制度ですので、自治体の持ち出しがない。本町でも、こういう制度が受けられる可能性のある方がおられるのではないかという私の取り越し苦労です。

実際、本町でこの特別障害手当を受けられている方、おられるのかどうなのか。併せて、広報を通じて、この手当制度について、過去に、こういう制度がありますという広報をした結果、申請をした町民の方がおられたら、そこまで詳しく通告していませんが、近々でも結構ですが、あれば答弁いただきたい。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 本町における特別障害者手当の対象者、支給をされている方ですが、本町には現在9名の方が受給されております。そのうち4名の方は、65歳以上の方で要介護度が5と記録されております。

また、四万十通信 3 月号に特別障害者手当、その他の障害等も合わせて出しており、十分ではないかもしれませんが、周知も行っております。

また、先ほど議員がおっしゃられたように、新聞等を見て来られた方もおります。その方が該当になるかどうかは、細かな内容については、申請等を受け付ける必要もあるということで、こうすれば申請できるというお知らせをして、その場はお引取りいただいたと聞いております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長から答弁いただきました。

町内にもおられるということです。お願いしたいのは、こういう制度を広報で流した、ではなくて、内部ではこういう要介護 4、5 の方で、自宅で療養される方もおられると思います。できれば、この人が該当するかもしれないという場合には、先ほど言われた高齢者支援課、担当課だけではなくして、横の連携を取り、相談しながら、こういう制度があるという周知もして行ってほしいなど。

この新聞には、岩手県の川久保病院の外科課長が、要介護 3 の人だってなれるケースもあると、自分から車椅子に乗っている方に、相談したらどうやという話をしながら、できるだけ申請してもらおうという、行動をしていると記事にありました。どうか、そういった意味で、家庭で重度障害を持ちながら暮らされている方もおられますので、町としてもできるだけ、国の制度を活用するような支援制度の在り方も含めて、お話をしていただければありがたいなど申し添えて、この質問を終わります。

それでは、あと30分もありますので、最後の質問に入りますが、町長、16名の議員がおられるわけですが、今まで、確かに、全員協議会、常任委員会等を含めて、担当課、政策監、町長も含めて、文化的施設について説明を受けてきたことは、ずっと私も承知していますし、最近の資料で経過も書かれております。恐らく、町としては、議会にも十分説明をしてきたと、理解してもらえたんだろうという中で、9月には、用地の買収等も含めて、補正予算を計上したいという資料まで配られました。そうだろうなど、手続上は、思うわけですが、一つ、変化が現れたのは、町長の行政報告の中にもありましたが、文化的施設建設反対の嘆願書が町に出されています。また、6月定例会では、議会宛てに陳情書も出されました。

町長、私も議員歴だけは長いわけですが、大規模なこの建設事業で、賛否は当然、口頭

で、「おまえら、あんな建てらすのか」という話は過去にはたくさん聞いてきました。しかし、信念の下で、賛成してきたことが多いだろうと私自身は思っています。

しかし、町は町民のための文化的施設をつくるという姿勢で臨まれた。ただ一方では、場所も含めて、見直しをしてくれんかよという嘆願書と、議会宛てに陳情書が出された。これが現実の姿です。数は、町長が報告であったと思いますが、750名余りの方から嘆願書が出されたと。議会には、2名の方が、陳情書を出された事実経過があります。

恐らくその方々は、建物そのものを建てるまでは、私はないと思っています。しかし、陳情書にもありましたように、町民にとってみれば、寝耳に水じゃということです。先ほどこ言いましたように、情報提供が十分でなかったのかなと。町は流したという思いもあるかもしれませんが、町民サイドにしてみれば、情報が自分たちに入ってなかったという思いの中で、本人自らだと思えますけれども、署名をして、町に提出されたのではないかなという推測しか私はありません。

その中でも恐らく多くの署名された方は窪川地区内の方ではないかなと。単なる私の推測ながです、分かりませんので。私の判断では七百数十名というのは、かなりの数ながです。そういう思いの方がおられる現実を踏まえて、町長は、教育民生常任委員会でも来られて話をされました。嘆願書の提出者ともお会いをしたと言いました。陳情者の方も恐らく嘆願者の1人であったと思えますけれども、町長とお会いしたと。町長はこう言われた。「急にハンドルは切れん」と、言われましたと。町長も教育民生常任委員会でそういう言葉を述べられました。急にハンドルを切ったら危ないがですね、町長。今の新しい車は、障害物があつたら自動ブレーキがかかるようになっていますね。

というのは、私は1回、手動でもいいですが、ブレーキをちょっとかけてみたらどうかなという思いながです。だから、この追加質問しました。

やはりできるだけ多くの町民に喜ばれる施設、それは賛否があつて、全員とは思いませんけれども、書面にした重みは重いと私自身は思っています。だから、もう一度、ブレーキを踏むことも必要ではないかな。踏んでみて、1回お会いしただけではなくて、もう少し頻度を上げて、ひょっとしたら、十分まだ説明も受けてない方がおられるのであれば説明し、理解を求めることをしてもまだ遅くないと私は考えますが、後は町長がどう判断するか。町長には提案する権利がありますし、私たちはそれを受けて、議員一人一人が判断をする時期が差し迫っています。できるだけ、町民を2分するような、また議会を2分するような採決は、私は、望ましくないなという思いです。できるだけ多くの方に喜ばれる

施設であるべきではないかなと思っていますが、町長の、私の述べたことも含めて、認識をお伺いしたい。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 私から、ご質問の内容は、町民の方に対する情報提供が不足していたのではないかと、多くの町民の方に喜ばれる施設とするために、少しブレーキをかけたかどうかといったご質問だったと思います。まず、その前提として、多くの町民でまだご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、これまでの主な経過と、この嘆願書の内容について、私からご説明したいと思います。

少しお時間をいただきたいと思います。まず、これまでの主な経過をご説明します。

議員もご承知のとおり、平成28年度に実施した地域座談会での意見等を踏まえて、平成29年度に15名の委員で構成する、文化的施設検討委員会が設置されております。

この検討委員会での議論を踏まえて、平成30年度末には、文化的施設の基本構想、そして、翌年度の令和元年度末には、同基本計画が意見公募を経て、策定されております。

また、今から2年ほど前になりますけれども、令和元年9月定例会では、町長の行政報告において、施設の建設予定地を表明しております。その中で、旧役場本庁舎跡地を文化的施設の建設予定地として決定し、今後はここに整備することを前提として、整備計画ですとか基本計画といった作業に取り組ませていただきますと報告しております。令和2年度末、今年3月には、基本設計も完成をしている状況です。

加えて、この予算についても、文化的施設検討委員会の委員謝金、こちらに係る予算を初めて計上したのが平成29年度の当初予算となっております。ここから検討委員会の運営費ですとか、基本構想等の計画策定、これはもちろんのことですけれども、建設に直接関わります町有地の測量ですとか、あるいは購入予定をしております民有地の鑑定評価、さらには基本設計といった、旧役場本庁舎跡地への建設を前提とした予算についても、ご審議をいただきながら、ここまで4年以上にわたって議論させていただいたところです。こういった状況がございしますが、これを踏まえた上で、今回の建設反対の嘆願書について、状況をご説明させていただきます。

まず、嘆願書ですけれども、これは団体から提出をされた嘆願書になっております。団体に確認したところ、団体名と、そして嘆願書の内容については、開示しても構わないということでした。また、署名人の住所氏名はもちろん個人情報ですので非開示としますが、地域別の人数は、開示して構わないと了解もいただいております。

そして、団体の代表者の方のお名前は、署名数とか内容の重要性も考えて、町としては、公表させていただきたいとお願いしましたけれども、代表者の意向もございまして、個人情報の観点から、こちらも控えたいと考えております。

そういった前提の下での報告となります。まず、嘆願書ですけれども、四万十町文化的施設建設反対運動実行委員会から、四万十町文化的施設建設反対の嘆願書として、町長宛てに提出をされたものです。

町民の方々の署名が記載された、この嘆願書、令和2年8月4日付とはなっておりますけれども、町に提出をされたのは、令和3年3月、2か月前となっております。

その後、4月から6月上旬にかけて、ご承知のとおり、町民の皆様や各種団体を対象に、改めてこの事業に関する説明会を開催して、6月8日までに、延べ580人ほどの参加をいただきながら、説明会を実施してきたところです。

その際に、会場から寄せられましたご意見ですとか、あるいは様々な場面でお聞きした町民の皆様からの声を、改めてこちらでまとめて、回答文書を作成し、先ほど議員もおっしゃったように、6月4日に代表者の方とお会いして、回答文書と合わせて改めて説明とか意見交換させていただいた状況となっております。

続いて、嘆願書の主な内容ですけれども、将来的な人口ですとか、高齢化の見通し等を踏まえて、建設費用、維持管理費といったものの規模と、そして、建設の必要性とか建設予定地、主にはこの四つになろうかと思いますが、これについて施設建設の計画中止若しくは見直しを求めるといった内容となっております。

最後に署名の数ですけれども、まず、記載された署名数は764名となっております。ただし、地方自治法に基づきます直接請求の署名等でありましたら、当然、選挙人名簿の登載だとか、あるいは署名の有効性を審査するわけですけれども、今回ののは嘆願書ということで、法律に基づきませんので、年齢とか住所といったものは厳密な審査を行っておりません。

ただ、うち1名は、名字のみの記載、名前もなければ住所の記載もないといった方もございましたので、そこは抜かせていただいたと。あと、住所氏名の同一人物と思われるもの、要は重複している方が12名おりましたので、明らかに無効と思われるものを差し引いて、署名数751名となっております。

ただ、ここでちょっとお知らせしておきたいのは、同一筆跡の方々も結構いらっしゃいましたし、小さな子どもの名前もありました。当然、貴重な署名の1人とは考えておりま

すけども、そういった条件の下での署名ということはご承知おきいただきたいと思っております。

最後に地域別の状況ですけれども、751名のうち、町外が9名、そして町内が742名、このうち窪川地域が704名で、全体の93.7%、大半が窪川地域という状況になっています。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からもお答えを申し上げたいと思います。

現場でこの嘆願書などについては、今、詳細に説明しました。私として、まず、議員から質問のあった、この嘆願書をどう受け止めるかですけれども、やはり七百数十名であろうが、極端に言えば1名であろうが、我々が今進めておるものに疑義があるのは間違いありません。そこは本当に真摯に受け止めさせていただいたことです。

ただ、私が受け取ったときに、嘆願書の代表者、そして、ほかの方も同席していただきましたけれども、私がちょっと疑義、分からないのが、文化的施設の建設反対の嘆願書とありました。そこであえて嘆願書の内容を聞いたところですが、やはり、中止、または内容変更という中で、そこで具体的に聞いたのが場所の問題であったりとか、いろいろなことがやはり提案されました。

私も、これまで平成28年から取り組ませていただいて、特に、とりわけ議員の皆さん方には、その都度、必要な情報提供をしました。ただ、やはり住民の皆さん方にしっかり届いていなかったというのは、非常に反省もするところですが、これまで、現場の原課において、説明会であったりとか、様々な広報媒体によって、こういった状況が今、動いておるということは一定、周知をさせてもらったと私自身は感じております。

今回の嘆願書の発端は、我々の情報提供が遅れたということはありません。というのは、基本設計ができないと、なかなか絵を見ながら説明することが現場でもできませんので、そういった時期にちょうど重なって、3月に提出されたということです。

ほとんどがこの窪川地域ということでしたし、全てにおいて私は、嘆願書の名簿を拝見しました。本当に私をご支援いただいております方もたくさんおりました。全員は無理ですが、私なりにこの嘆願書の広がり方を、ちょっと町なかに入らせていただいて、聞き取りとか、もろにこの嘆願者でなくて、通常の課題についてどうよと聞きました。

そういった中で、やはり、この嘆願書の出方というのが、私自身は一定、本当に苦労された方がおります。嘆願書の署名活動に動いている方、おりますけども、本当に、全町的

な動きではないと判断しております。加えて説明不足ということがありました。

ご指摘のあった、それぞれの場所においても、そして事業費においても、我々はもう既に、原課とともに、そういったところにも視点を置きながら、これまで進めてきたところで、一定事業費の見直しもしておりますし、ランニングコストはちょっとまだ出てないですけれども、そういったことがやはり住民の皆さん方にしっかり届かないと判断できないだろうということで、今、ブレーキというご指摘がございましたけれども、本来でしたら、年間総合予算ということで、事業については、当初予算に盛り込むべきだと、私自身考えておりましたが、この6か月間、とにかく、ブレーキをしっかり踏んで、説明に回ろうということで、今はそういった状況にはあります。

ただ、私もこういった意見を、嘆願書をいただいた以上、本当にやれるところは、また修正できるところはしっかり修正をしながら、その辺は取り組んでいきたいと思っておりますので、本当にこう重い嘆願書、政策上、直接私の政策において、こういった反対の嘆願書をいただいたのは初めてですので、本当に重く受け止めておりますけれども、反面、今までやってきたしっかりした、我々の道筋も、いま一度見直しをしながら、可能な範囲内、嘆願者の心配事がしっかり払拭できる取組は今後においてもしていきたいと考えておりますので、本当に、こういった状況の中で、嘆願者に本当に走り回って、あるいは説明していただいた方に本当にご労苦、敬意を表するところですが、こういったことがあったことをしっかりと受け止めさせていただいて、町民に評価される施設整備に向けて、今後も努力をしていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 政策監と町長から答弁いただきました。

大体、町長の言わんところは分かるわけですが、議員の手元にも、意見公募手続の説明資料、6月14日作成のやつもいただきました。この中では、今から回る資料ですので、建設後のいわゆるランニングコスト、年間の維持管理費、職員の人件費も含めて、提示をされたのは初めてだと思いますが、もう少しそういった意味では、こういうことも踏まえて、しっかりと話を聞きながら、理解を求めるということが、私は、大事だろうという点と、町長、もう一点、行政報告で分かんのは、振り返ってみるに、図書館・美術館建設は教育委員会の生涯学習課が担当でずっと説明を受けてきました。今年4月からですか、企画課が担当して、町長の行政報告の中で、この文化的施設は、まちづくりの拠点施設だと、そこまで言われました。

そうなってくると、まちづくりの拠点施設であれば、教育民生常任委員会の手を離れるなど。何か急に方向が生涯学習施設、いわゆる教育委員会所管の図書館・美術館で始まったものが、今度は、この施設はまちづくりの拠点施設だと発展しました。

しかし、町長、私の概念では、図書館・美術館施設が、まちづくりの拠点施設というのは、さて、どんなまちづくりの拠点施設になるのか。逆にまた、頭の中がぐらぐら迷走しています。それはなぜですか。これはあくまでも町民に利活用してもらおう施設じゃないがですか。これ、使ってもらって町内外から人を呼び込んで、このまちづくりの拠点にするという発想は、私自身は、これはあり得ん発想だと思えてなりません、まちづくりの拠点施設は、さていかに。答弁ください。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） この間の教育民生常任委員会でもご指摘をいただいた件だと思います。当初、私も平成28年でしたか、やはり今の町立図書館・美術館においてはという意見もいただきました。当時、やはりいろいろなところの情報をいただいて、当時5億円程度で図書館・美術館については、できておるところもありました。

ただ、やはり住民の皆さん方の広い意見をいただくということで、検討委員会を設置して、当時の生涯学習課で、アドバイザーを招へいしながら、17回の会議だったと思いますけども、取り組んでまいったところです。

その間ワークショップもあつたりで、結果として、単に図書館・美術館の機能だけではなくて、やはりそこに交流であつたりとか、一定のイベント、文化イベントであつたりが開催できるスペースをという要望もあつたようです。私もその都度報告を受けながら、最後の、この時期の報告の中で、やはり一定、そういった全体的な、私自身も公約の一つですので、人材育成という視点で、子どもたちの学習、さらには情報の収集場所であるとか、様々な、先だって内部の会議のときにも、やはり生涯学習の拠点と位置付けをさせていただいた。

加えて、従来から申し上げておりますように、谷干城氏とか様々な偉人もおりますので、そういったところで、町外に向けての情報発信をしながら、町なかへの流入、人の往来も進めていきたいということで、単に図書館・美術館ではありませんという表現になりました。

それで、事務局の所管替えにおいては、これまで教育民生常任委員会でしたし、原課は生涯学習課でしたけれども、やはり総合的な見地から、まちづくり政策の一環として、ま

ちづくり推進室で担当させていただこうとなったところです。

それで、今後また議会とは、常任委員会の所管のことも必要だと思いますので、その辺はまた、随時、委員長と協議して、今後の方向性に向けて協議させていただければと思うところですが、何はともあれ、常任委員会の方向性の中での判断だと思いますので、現状はそういったことで、まずおつなぎをさせていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 町長、発想そのものを否定するわけじゃありませんけども、現実、文化的施設がまちづくりの拠点施設というのは、では具体的に日本で図書館・美術館を活用したまちづくりで成功した事例でもあったら、お示しをしていただきたいのですが、私はそうじゃない、この施設はあくまでも町民のために、図書館・美術館、また、憩いの場として提供して、何とか活用してもらう、人材育成の観点もあるでしょう。そういう施設であるべきではないかなと。

これは町内外交流、人を呼び込むような施設で私はない、というのは、教育民生常任委員会で中土佐町へ行きました。あそこには横山大観氏の書じゃったか、ありました。四万十町の美術部門に世界的に名だたる方の作品がたくさんあると言えば、それは来るでしょう。あるかどうか知りません、私は。恐らくそんなにはないと思うんですよ。

恐らく全国にある美術館、四万十町だけに寄って来るとは、私は思っていません。私は、町民が利用できる施設であるべきであって、まちづくりはまちづくりでほかのところで活用すべきだし、ましてやこの今回出されました人件費等に、まちづくりに関わる人材は入ってないと私は思いますよ。恐らく、10名には、イベント等を積極的にやる職員も含めて、また、ましてや、文化的施設の中でイベントをやるってどんなイベントか分かりませんが、あまりににぎやかにわいわいやる施設でもないと思うがですよ、私は。

だから、言葉はぱっと流せば、そう思うかもしれませんが、本来はこの文化的施設はまちづくりの拠点施設ではないと思っています。私の考えです。それは町長、違うかもしれません。

もう少し、あちこち動くんではなくて、正確な位置付けを私はこの施設についてはすべきだと思います。時間が8分ありますけれども、答弁があれば、聞いて、私は終わりたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員のご指摘の件ですけども、私がまちづくりと表現したのは、

従来、もう30年前から、まちづくりは人づくりという視点でずっと公務員もやらせていただいて、結果、公約の一つとして人材育成を取り上げています。

私は今、議員のご指摘の図書館・美術館機能においては、やはり鉄道に近い部分は、そういった使い方はできると思います。まだまだ説明もせないかんですが、その前面部分の、例えばいろんなイベントであったりとか交流であったりとか、子どもたちが集って様々な社会教育、探求学習をするスペースと位置付けしておるところです。

それに向けて今、まだまだ説明が足りませんが、そういった意味で、これは全国の事例だけど、私として、まちづくりは人づくりという視点で今回進めておりますので、是非、そういった方向の中で、加えて、まちなかの活性化が一つの起点になるのではないかと、出口ではなるのではないかなと思っていますので、そういった意味で、まちづくりの定義はございませんけれども、そう理解をしながら進めておりますので、議員とはちょっと違うかもしれませんが、私の思いとして述べさせていただきました。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 町長、そういう答弁するのであれば、「まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくり」は分かりましたけれども、それだと、最初から生涯学習課が担当しちゃあいかんがですよ。企画課が担当して、そういう視点でつくるんだと最初からないと、最初は生涯学習課が担当でしょう。これは社会教育の一環ですよ、生涯学習。それが今になって、そんなこと言われたって、なぜ最初から、企画課が担当して、まちづくりは人づくりの観点からやるんだと、企画課が担当するんだという姿勢で臨んでいけば、分かりもするけれど、途中からぽっと、今年4月から、企画課が担当しますという、教育委員会と合わせてになるわけですが、それはちょっと、話が通じんなということを言って、言い放しじゃいかん、もし答弁があれば、答弁してください。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 所管ではなくなった、生涯学習課ですけど、これについては、当初から私も関係をしておりました。それで、こういう計画づくりについてもずっと関わってきたという立場から、ある一定説明したいと思います。

まず、当初から軸足は、図書館・美術館についての考え方はぶれていないと思います。ただ、協議の中で、図書館・美術館だけの機能ではなくって、まちづくりの機能、四万十町全体を考えた施設でないといけないという意見が多数出てきたことも事実です。

そういう中で、皆さんにお配りしております四万十町文化的施設基本計画の中にも、ず

っと、まちづくりの視点という形で記載もしているところです。有名な施設はあるのかという質問もございました。議会の皆さんも、視察に行かれたと思いますけれど、岩手県の紫波町については、しっかりまちづくりの拠点として機能しています。

それから、いろんな議論が出ておりますけれど、ツタヤ系の武雄市であるとか、姉妹都市である高梁市についても、まちづくりの拠点機能を併せ持った図書館で、現在しっかり機能していると確認をしています。

以上です。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） まちづくりに関わっての位置付けということで、私からも補足説明したいと思います。

恐らくこの議会の場でも私、お答えをしたと思いますが、平成31年に、こういった四万十町の市街地再生構想を策定しております。これの大きなポイントというのは、窪川地区であれば、それぞれゾーニングを行いまして、どこにどういった機能配置をしていくかという計画の基本が、この構想となっているわけです。

先ほど、町長もお答えしたように、確かに生涯学習課が主体となってやっておりましたが、この市街地再生構想を策定することを進めるに当たっては、にぎわい創出課ですとか、企画課も当時から関わって、ゾーニング、さらには、文化的施設の基本計画のたたき台づくりにも関わってやってきた経過がありますので、突然、まちづくりという部分が出てきたわけではありません。あくまでも、まちづくりの拠点として文化的施設を位置付けていこうと始まった事業でありますので、そこはご理解をいただきたいと思います。その点については、議会の各常任委員会の間でも説明を申し上げております。

○議長（味元和義君） これで12番田邊哲夫君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩をします。10時45分まで休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番堀本伸一君の一般質問を許可します。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

今回も二点通告しておりますので、具体的な状況の報告を確認して、その中でメイン的なところは、内容に基づいて質問したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

まず、一点目ですけれども、施設職員の体制について通告しております。

この内容については、今、窪川荘・四万十荘、二つの老人ホームがあるわけですが、希望しながらも、なかなか入所者が希望どおりいかないと、つまり、待機者ですね。その待機者の方々の実態を、私も目の当たりにいろいろと相談も受けながら、経験しております。そういうこと等を踏まえて、じゃあその施設のどこに問題があるのかと合わせて、職員の体制は十分にあるのかという、この二つの視点を持って伺いをしてみたいなと思うところです。

老人ホーム窪川荘・四万十荘の入所状況は常に満床です。入所希望者である待機者は後を絶たないのが現状の中で、どこにどういった問題があるのかと、さらには、その待機者の中にもいろいろな家庭的な事情の方がおって、大変な状況です。待機者がおるということは施設のベッド数が満床ということですので、町長として、さらにはそういう現場の担当部署はどこまで把握されておるのか、それから、課題についてはどういう考えなのかという質問です。

まず一番目は、本町の高齢者数は何人で、高齢化率を伺います。その点から確認をしたいと思います。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 本町の人口は5月末で1万6,274人、うち65歳以上の高齢者は7,254人となります。高齢化率は44.6%です。高齢化率を地域別で申し上げますと、窪川地域が42.9%、大正地域が46.4%、十和地域が50.8%となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 高齢比率ということは、どれだけの高齢者が住んでいるかということですので、確認しました。

二番目の施設入所者希望（待機者）の数は、現在、どれだけいるのか。概略で結構ですので、伺います。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 施設の待機者についてお答えします。

ご存じのとおり、窪川荘・四万十荘とも現在満床となっております。入所の希望者につ

いては、6月3日に四万十荘、6月4日に窪川荘で入所判定委員会を実施しております。四万十荘では、申込者70人の中から判定対象者45人を検討し、13人を優先入所者と決定しております。窪川荘では、申込者106人、判定対象者58人、うち18人を優先入所者として決定しております。申込みの数は、両荘で176人でしたけれども、24人が重複して両荘に申込みをしておりますので、実質は152人となります。

また、既にほかの老人ホームに入所されていて、申請の取下げをされていない方、入院等、医療機関での対応が必要な方、介護度が要介護1、2の方などがいますので、実質の待機者と申しますと、今回、判定対象者として検討した、重複を除いた82人となります。なおこの待機者82人のうちで、在宅の方は18人でした。

今回、優先入所を決定した、両荘の重複を除いた22人で在宅の方は5人となります。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 私事で申し訳ないですが、非常に耳の具合が悪くて、左の耳が特に聞こえないということがありますので、十分に聞き取りができなかったことはありますけれども、概略といいますと、30人前後となりますかね。

十和で70人、45人で13人ですから、四万十荘そのもんでも30人ぐらいですね。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 両荘で待機者が、今82人、検討したのが82人で、決定をした方が22人となります。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 現在、そういった状況であるということです。こういった高齢者施設は、どうしようもない状況で、ここに頼るしかないということですよね。高齢になって、それぞれが介護を受けていくということです。家庭的に見ても、そういった状況の中で、待機者が多いですが、本来、待機者をいずれ少なくなる状況を築き上げていくかということです。ただ、ベッド数だけでなくして、その中で、職員がどういう状況にあるかといいますと、私、以前に、民間業者の方々と、そういったお話をさせていただいたことがあります。事業者の代表者と。

非常に今は介護職に就く人が少ないと。だから雇用するのが非常に難しいというお話をしていました。ベッド数には、実質的に空きがあるわけですがけれども、法的な問題で、全部に受け入れることができないというお話をいただきました。

その時に、四万十町の待機者はどの程度おると押えてますかと、民間業者の代表者お二

人に別々に問いましたら、約35人であるという言い方をしましたね。お二人ともその数字はぴっしり合っていました。

さすがだなあと私は受け止めたわけですが、30人と民間業者では認識を持ち、今、お答えをいただいた中では60人という状況がありますので、ここをしっかりと介護福祉を充実していくと。そして、それぞれ希望される方々には、様々な理由、状況があり、大変なんですよ。そのことを捉えると、それだけ重要な施設ということが、逆に言えるわけであって、高齢者福祉を充実するということは、町の大事な責務でもあるということです。そこで次に、現状を踏まえ、職員の体制は適切であり不備感はないかと通告しておるわけですが、法的な問題がありますので、不適切にはなっていないと思うわけですが、現場、職場ではいろいろな状況がありながら、常に、そのことに対処しながらということは大変な職種であると、私は認識をしております。

医療界、病院の看護師とか、あるいは高齢者福祉の介護士とか、それに関わるスタッフの仕事内容をちらちらとかがうと、本当に大変な職種です。ですから、今、本町のそういった職員体制は、将来的展望も踏まえて、心配することはないのか。いささか心配があるという状況なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 老人ホームの職員体制について、ご説明します。

特別養護老人ホームの人員基準は、利用者3人に対し看護職員または介護職員1人以上とされております。窪川荘の看護及び介護職員は、常勤換算といたしましてパートタイムを含む職員の時間数を、常勤の職員の時間に換算した人数ですけれども、これで約36人、国基準は27人になりますので、それは満たしております。四万十荘のスタッフは約25人、国基準は18人ですので、こちらも基準は満たしております。両荘とも1人の職員が約2.2人の利用者に対応しているという計算になります。

ただ、これが、国基準は単純に利用者の人数に対する最低基準で、利用者の介護度や施設の整備、職員の研修時間や、休暇等を考慮したものではありませんし、実際24時間の介護になりますので、3倍ぐらいの負担、労力になってくると思います。

窪川荘・四万十荘に入所されている方のほとんどは、要介護5または4で、生活の全てに介助が必要な状況ですので、とても対応できてないのは実情です。人員に余裕がなくて、有給休暇や病気休暇等で職員が抜けると、代わりに、休日出勤や時間外勤務での対応

が必要な状況になっております。施設内で研修や施設整備など、介護以外の業務を行うときは、時間外勤務や休日出勤をしていただいております。

なかなか常に代わりがない状態で、1人が抱える業務が増えている実態がありますので、業務を分け合えるように、複数の資格者の配置が望まれている状況です。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 分かりました。要するに、当然のことでありますけれども、法的な問題はクリアをされておっても、その職場職場では、いろいろなその勤務時間等と、さらには絞り込めた人数という状況は、職員の健康的な問題も出てくるのではないかなと、私は勝手に推測をしております。

先ほど言いましたように、特に、ここだけとり上げてではないわけですが、そういった仕事に関わる職種は、説明以上のものが現場にはあると、私は考えております。

やっぱり職員にも、一定の心身的な余裕が必要ではないかなと思います。これ、入居者に対してお世話をしていくわけですが、そういった疲れ切った状況、休みたくても休みもとれない状況があるとするならば、これは真摯に優しく接することもまた無理が生じてくるのではないかな。そういったことを踏まえて、法的な一定の人数というのは決められているわけですが、その中で生じる問題点ということですよ。

1人退職するならば、1人職員を入れるということが、速やかに対応できる仕組みであれば、そんなに私も心配してないがですよ。ところが、先ほどの民間業者の方々とのお話の中でも、介護職員が非常に少ない。だから、争奪戦的なことになっている。そこが一つの課題であるという趣旨のお話をいただきました。

これは、本町の経営する施設の中でも、職員の確保については、非常に厳しいものがあるのではないかなと私は思うわけですが、そこで町長にお伺いします。そういった現在の介護資格者ですよ、スタッフも踏まえて、不足が課題であるとお聞きをする中で、町では資格者の養成等も必要な時期にあると判断しますが、いかがでしょうかと通告しておりますけれども、現在の町長の判断は、そこについては心配することはない。ただ、ベッドは満床ではあるけれども、職員は将来的にもしっかりと対応できる仕組みであると、現場が騒動する問題でもないし、心配ないということであれば、町民にとっても安心感となるわけですが、職員の確保に難があるとするならば、いろいろ養成はしておると思うがですよ。私は素人ですから、あまり分かりませんが、いろいろな現場体験をさせながら、そして資格を取らしておるであろうと思うわけです。しかし、その中でさらに問

題があつて、職員が辞めるとか、職場の魅力に幻滅を感じるなど、難しい状況があるとするならば、人口減少ということがあるわけですが、その職種にどういった問題があるのか。あるいは、県社会福祉協議会の支援制度のほかに、それを受けながらやっておると思うわけですが、そのほかに問題があるとするならば、どういったことがあつて、そこを町は底上げをしていくという状況なのか、町長の見解は、どうでしょう。これは町民の皆さんに安心感を与える意味でも、ぜひともお答え願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。

今、堀本議員のご指摘の、今後においても心配がないかという問いに対しては、そんなことはないと思います。やはり人材の確保、専門職の確保は今後大きく町民の介護の、あるいは障害者福祉に与える影響は大きいと思っていますし、当然取り組んでいかなきゃならん課題だと思います。

ただ、福祉施設に限らず、医療施設もそうですし、専門的な保育士もそうです。人口減少があつて、様々に人の、存在が希薄になる中で、この町のやはり必要な人員は確保したいと考えておりますし、今回、先だって3月定例会でお認めいただいた、専門職の奨学金返還に係る助成も一つの入り口です。我々は本当に地域で、専門職が必要な施設においては、これを使つていただき、しっかりコマーシャルして、人員の確保にという思いで今回創設しました。

近々、それだけじゃなくて、現状をしっかり把握したい。正に今回のこのご指摘の中の内容も、近々、それぞれの関係者に寄つていただいて協議する予定です。

ですから、やはり、そういったことが顕著になる時期は、もう既に来ておる。近隣、また町の中でも来ておると思いますし、やはり今一番大事なのはそういった担い手をしっかり確保するということだと思います。

ただ先ほど来、入所のこともありました。やはり、入所については、両荘で80人という中で、今回、入所決定したわけですが、私も平成17年から3年間、特別養護老人ホームの事務長としてやらせていただいて、当時、老人ホーム組合でした。そして、平成26年からは、組合長として、いろいろ勉強したところですが、本当に施設入所を希望される方はやはり一定、所得が、国民年金だけという、現実として入られる方は非常に多いです。ですから、そういった受皿として、それぞれの両荘、特別養護老人ホームは必要だと思いますし、ただ、そこでしっかり手当てできるような担い手が必要だということは、もうご

指摘のとおりですので、そこは今後広がりを持った様々な人材育成も含めてやっていきたいと考えております。

ただ、現場からまた補足してもらったらいと思いますけども、町民の皆さん方が聞いておりますので、ここで一番、今、私が思うのは、確かに80人待機者おります。それぞれがそれぞれの希望施設へ出しておるのが現状です。ただ、ご承知のとおり、地域包括ケアシステム、医療ケアシステムと呼ばれる部分がありますけども、これにおいては、本当にその都度、その時期において、しっかりとした手当てをしていく、介護、要介護者を手当てしていく、支援していくという部分では、四万十町は、県下でもトップランナーとして、トップの医療施設、介護施設を持っておりますので、その辺は非常に私自身は、心配はないとは言いませんけども、恵まれておる地域だと、逆に思っています。そこで働く人材というのは今後しっかり確保していかなきゃなりませんので、是非、今後こういった機会を通して、私も勉強させていただいて、人材の確保については、しっかりと取り組んでいきたいと思ひますし、社会福祉協議会でも、ヘルパーの育成が非常に課題になっておるようです。

当時、私がおるときにはニチイ学館に研修施設として窪川荘に来ていただいて、ヘルパーの養成もしてきましたけども、極端に今、希望者が少なくなっています。当時の看護、介護の専門学校を目指した方の思いと、今の方の思いは、若干、お話を聞くと、当時のような思いとは違った、また別の思いがあると言っていましたので、なかなか介護を担当される方の思いも変わってきたし、さらには環境も変わってきたということで、非常に、その辺に危機感を持っていますので、この質問を契機として、なお一層その辺の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 町長から詳しく思いも踏まえてご答弁をいただいたわけですが、非常に私、聞き取りにくいところがありまして、答弁とかみ合わない状況があるかもしれませんけれども、お許しをいただきたいと思います。

この施設は、非常になくてはならない施設ですし、そういったことを捉えると、一般事務職の採用とは全く違いますよね。そこを言いたいと思うのですが、職員の確保は、養成もしながらいきようと思うがです。今後さらに、介護士とか、そのほかの資格者が法に準じて必要ですが、職員が急に倒れたとか、健康状態が悪くて対応ができません。そのためベッドが二つ、三つ空いているという状況があるとするならば、これは大変なことで

す。そういうことがないように、しっかりと対応していく必要があるがじゃないですかというのが、私の質問の意味合いです。

町長が常に、四万十町に生まれ育ってよかったと思っていただける町行政をやっていきたいと言われます。私もそう思っておりますので、そのことが問題で施設に入れないとか、今でさえ待機者がたくさんおるわけですから、それを減らしていくことが大事であって、町には、家庭的に本当に大変な人が大挙しております。そういった人の底上げをしていくのが介護福祉の基本ですので、そこがしっかりとできていく仕組みは、慎重に関係者との話も詰めながら対応していただきたいなと思います。

五番目になりますけれども、将来的展望としては、民間業者との連携を密にして、そうした事業計画を図って、高齢者福祉の充実を果たすことも、行政の責務であるということです。民間業者との連携を密にしてということが、ちょっと分かりにくいかなと思うわけですが、民間業者も、介護職員等が非常に少なくて争奪戦的な状況にあるとお聞きしました。

町としても、それは同じであろうと、今、しっかりとご答弁いただきましたけれども、これは大事な福祉なわけですから、町が計画をする中で、そういったところの肉付けを、町独自の投資的な支援をするならば、例えば、職員が2人必要なところに4人が育てば、民間へ行ってもいいじゃないかと。民間の施設も全てではないと思いますけれども、町内の入所者もおるわけですし、福祉を充実させる必要がある。

だから、そういった養成ができるとするならば、細かくは言いませんけれども、民間の業者の方と、出費の割合的なところは協議しながら、生かした計画をつくることによって、入所を希望されても待機している方の人数が、少しでも減っていくことにつながるとするならば、是非そういうことも取り組んでいただきたい。それと、やっているとは思いますが、高校の卒業生あたりのことも踏まえて、資格を取らす。そして、県の補助事業もありますので、そういった経験を積みながら資格を取らし、職員の採用につなげるという状況もつくっていけるがじゃないかなと、私の考えの中ではあります。指示はしません、私も。

だから、できるところがあるならば、十分に協議を行い、そこには一定の費用が要ります。それは投資してでも、対応して、町民に、高齢者に安心を与えていくことは大事なことでないかなというのが、私の質問の趣旨です。時間の関係がありますので、そう長くこの問題に関わることはできませんが、最後に、町長、町民に心配がない状況をしっかりと

とやっていくという思いの中で、ご答弁をいただいたら、非常にありがたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私から答弁させていただきます。

やはり、議員ご指摘のとおり、今回確かに奨学金返還に係る助成制度も創設しました。ただこれは、あくまで奨学金を返還する方が対象ですし、そういった部分では、まだまだ完璧ではないと思います。

先ほどの民間事業者との連携、支援という提案ですけれども、これも一定必要と思います。

ただ、今回、近々に行われる社会福祉施設等との懇談会の中で、ちょっと今日提案して、逆にどういった要望があるかも聞いて、政策に反映できるものについては、反映していきたいと考えております。

ここでしっかり働いていただくということで、今回、町立だけではなくて民間も対象になりますので、それに加えて、専門職の方の定着、定住ということで、さらに施設を支えていただく就業という部分では、本当に必要なご意見だと思います。ただ私が一番危惧しておるのは、今、言ってしまうとそこを追及されても困りますけれども、今後、私は福祉と医療は、しっかり町が抱えていくべき課題だと思います。

そういう面でいくと、一般会計からの繰り出しも今、増えています。だから、この辺のご理解も、世論の中でもいただきたいですし、最終的には議会とのいろんな質疑の中で方向性を決めることになりますので、やはりそこは行け行けどんどんでやるわけではいけませんので、福祉施設の数であるとか、種類であるとか、さらには、今日ご提案のあった、そこを担う担い手の問題だとかを総合的に判断して、今やるべきことは今やっていきたいと考えておりますので、ぜひまた、今後、こういった機会を通してご報告もさせていただければと思います。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 分かりました。高齢者福祉、介護福祉の充実、そして町民に安心を与えていく施設、そういった町の姿勢について、一生懸命捉えて、真剣に判断して進めていっていただきたいと思います。

次の問題に移ります。

水道問題について、通告しております。この問題は、かなり年数がたってますので、質問者は何を言っているのかなと思う方もおるかもしれませんので、膨大な経過を簡単に、

私が記憶に基づきながらまとめておりますので、読み上げながら、この問題はどのような事件であったかを踏まえながら、判断していただきたいと思います。

もちろん、この事件は、中尾町長就任から後ではありません。継続的な問題ですよ、前任者から。しかし、年数がたっておりますので、そこを紹介しながらですので、議長、ひょっとしたら不穏当な発言につながる場合もあるかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思います。

この事案は、旧大正町西ノ川の花弁栽培ハウスで起きた、簡易水道取水問題の事件であります。地域住民から簡易水道使用の疑義につき再三の問合せに対して、当時、私は産業建設常任委員会で委員長を預かっておりましたので、私に問合せがあったということです。

当時の大正総合支所長に調査を依頼し、ハウス使用者であった農事組合法人四万十Potに確認した結果、簡易水道の取水は行っていない旨の報告が、総合支所長から私に間接的にありました。

だから私もそういった報告をしてきたわけですが、その後、さらに地域住民より、ハウス内で作業員が散水作業を行っている事実があるという問合せがありました。ですから、本町の水道課が調査に入り、簡易水道の量水器（メーター）が取り外され、簡易水道が直接使用できる状態に改良されていることが判明したものです。それから議会が調査に入ることになるわけですが、園芸ハウスでの簡易水道の使用は違法行為ではありますが、許可を受ければ、産業やあるいは農業にも使用ができるわけですが、この場合には、その許可がとれておりませんので、通告書に書く文章は「違法行為であり」と書いておりますが、ご理解をいただきたいと思います。

当時、議会が平成23年11月2日に西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員会を立ち上げて、疑惑究明に取り組んだわけですが、究明には至らず、その中で調べた結果、量水器はどこへ行ったか分からないということであり、これは町の財産に値しますので、この件は、窪川警察に捜索依頼を行って以来、現在に至っています。

そこで、町長にお伺いしますが、これ相当長い期間です。一つには捜索依頼は、7年が一つの節目ですから、その期間は過ぎましたが、どのような結果になったのか。あるいはまた、捜査依頼を警察にして以来、捜索の進捗状況といいますか、どうなっているのかということが、あったのかどうか。その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君）　ご質問いただいた問題については、問題発覚後、担当課が中心となり、関係者への聞き取り等調査を行ってまいりましたが、解明が困難であると考えまして、メーターの紛失は盗難によるものとして、平成23年12月9日に警察へ被害届を提出しております。

警察に経過状況を確認した事実についてですが、前任者に確認したところ、警察の担当者とは2度ほど情報交換を行っております。内容については、メーターの発見につながる新たな進展はなかったと聞いております。

また、その後も担当課としても、捜査に協力してまいりましたが、この問題は進展のないうまま、発生から7年が経過した平成30年9月に時効を迎えております。

以上です。

○議長（味元和義君）　13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君）　これまでの経過について、ご答弁をいただきました。

そうですね。量水器を紛失したと。紛失といいますか、窃盗といいますか、そういった状況の中で、そのことについては、議会から離れて、警察に捜索していただくということです。量水器は何千円もしないですから、その量水器が、町の財産に値する、とても大事な問題ということの捜索依頼ではありません。その量水器が見つければ、これは事件解決となるわけですが、現在そういった状況で警察も諦めておると、7年の時効も来たということですね。

あえて、私はここでこの問題の質問を出させていただいたのは、要するに、この事件は収束に至っていないとなるわけです。この量水器が見つかっていれば、特別委員会の調査の中でも、取り上げることができなかった中身についても解明ができるんですよね。いつ誰がどこでという状況がしっかりと分かるわけです。それまでの量水器のメーターのキロ数がどうなっているのか、いつの時点で取り外したのか、誰がということが解明できんと、この問題は収束ということにならないと私は思っています。

ですから、そういったことを、現在も町民の皆さんからもあるがですよ。どうなっちゃうと、終わってないんじゃないかと、僅かな人間ですけど、1人でありまして、私にもあります。

だから、そういったことも踏まえて、議会は、議会として調査をしながら、そのハウスの持ち主が現職の議会議員であった、さらには農事組合法人四万十Potの理事の位置にもいたということから踏まえて、辞職勧告の決議をしておるんですよ。

それからこの事件については、犠牲になった方々もおりますよね。検針の人などは、その職を辞めた。辞めさせられたといえますか、そういった犠牲がありますし、当時、私は、産業建設常任委員長という立場でしたから、調査しながら進める中で、はっきり言って相当私、個人的にもありました。その内容については、本会議の中では差し控えますけれども、そういった状況はあるわけです、こういった調査をしていく中では。

一応辞職勧告決議は本人も相当つらい思いをしていると思いますよ。ですから、量水器の行方判明は、この事件の大きな鍵になるわけです。たかだか二、三千円の量水器を警察に依頼してということではないわけで、警察も忙しいが、時間の許す限りの捜索を一生懸命やっていたと思いますけれども、大体、もうこれで終わっていくかなと私も思っていました。これはなかなか見つからないでしょうということですよ。

要するに本人から、そういった申出が来ない限り、警察でも量水器の行方は、私は難しいんだろうと思っていました。これまでのそういった事件の経過があるわけですから、私はこの問題を、町としてはどうするのかを、しっかりと町民にも知らせる必要がある。

さらには、現在7年を過ぎた中での警察の方針等を受けたら、やはり議会にもお知らせいただきたいと思いますね。速やかに今まで来ておるわけじゃありませんので、この事件は。大変な被害者と、協力をいただいた方々があるわけで、私はいずれ収束していく必要があると捉えています。

町民の皆さんにも、こういうことでこの問題はもう収束をすとか、あるいは、まだ続けてやるとか、けじめをつけていくことは大事なことです。

私も議会のそういう報告をいただいたら、町民の皆さんに。かくかくしかじか、疑惑ばかりで想像しながらという町民がたくさんおります。そういうことはよろしいことじゃない。ですから、こうこういうことで、この問題は収束をしたとか、明確になってほしいなと、する必要がある。

そのことを受けて、私たちは町民に説明ができるわけですが、現在は、ほとんど推測のような状況の中で、この問題を町民も捉えていますよ。ですから、そういった収束の仕方が町長の考えの中にあるのかないのか。今まで議会にも報告がなかったと思いますよ。今までの議長にはしておるかもしれませんが、私は聞いていません。僅か数千円かの量水器の行方だから大したことないという認識で、町執行部は捉えて来たのであれば、これもまた問題ですが、今後どうするつもりですか。しっかりとそのことを求めたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。

確かに今回、この質問をいただいて、私自身も、時効が成立しておることを確認したところでは、そういった部分では、当時、議会議員、各委員会、それぞれの皆さん方にご心配をかけたりご協議いただいた案件の報告ができてなかったのは、本当に反省をするところでは、

私がこの任に当たって、この問題を当面、正面から考えたときに、当時、町ができ得る、行政的な部分においては、事実をしっかりと確認してということが基本でしたけども、一定、現地においてそういった事案が発生したという部分で、水道管理者として、今、課せられることは、過ち料ということで算定して、請求をさせていただきました。

本当に、しっかりと受け止めていただいて、その納付もあって、私はそれ以上行政が行えるべきところはないと、当時は判断しておりましたし、今もその点については、そう思っています。

堀本議員にもそれぞれお問合せがあったように、私にもありました。ただ、個人的ではなくて、とにかく行政としてできることはここが限界ですよと、限界という言葉が適当かどうか分かりませんが、最低限ここが精いっぱいのところですよとご説明もさせていただきました。

盗難届においては時効が成立したということで、今回、警察に委ねた案件ですけども、そういった報告があっている以上、今後、私としては、新たな事案が発生しない限りは、この件については、以上が精いっぱいであって、やはりこれ以上やるべきことはないと判断しておりますので、そういったご理解をいただければと思います。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） ご答弁をいただきました。

対応のしようがないということですよ、分かりやすく言えば。それが最終的とするならば、しっかりと理由付けをした中で、収束ということでないと、先ほど申しましたように、大変な事案であったことは事実です。当時、特別委員会を立ち上げて調査に入り、その中で辞職勧告を本人に提出したのも私です。その辞職勧告までは、議会としても決まったわけですけども、それを提出する人がいなかったということです。

それでは、成り立たんということで私がその任を買って出たと。これは責任があるということですよ、町民に対して。当時、私たちは、責任のある議会として立場と、それから

正義感を持って対応してきたと思っています。いろんな風評も飛ぶ中で、大変つらい思いや町民からも私は非常に攻撃に遭いました。それから農事組合法人四万十Potからも受けました。この中身を知りたい人には、議会が済んでから後に、お知らせはしますが、普通の人だったら耐えられない状況がありましたよ。

それを今、初めて言うことで、外には出さずにしっかりと議会として冷静に正義感を持って判断していくということで、一生懸命努めてきたわけです。それをここで侮辱ということではないが、そういった事情があった事案ですので、ただ7年が過ぎた、それから警察も捜索をやめたので無理よと、じわりとやめたようなことではいかんというのが私の言い分です、町長。

それはしっかりと収束の理由があり、我々議会も町民に説明することによって、当時の当事者であった辞職勧告を受けた議員もその対応がしやすくなるわけです。今はそれが分からない状況だから、町民は推測の域の中でこの問題を捉えている人がたくさんおると。そういうことではよろしくないですから、そこはしっかりと対応して、この疑義についての終結をしっかりと説明できる、私は住民の代表ですから、議会として、努めていきたいなと思っています。

ですから、ぜひとも、例えば広報といったところで、そんなに長く書く必要はないと思います。水道を預かる町の責任として、この問題をしっかりと、議長がおりますので、話しながら、議会もあるわけですから、是非私たちもそのことを確認して、町民の皆さんに説明していける仕組みをしっかりとつくることは大事ですよ。それがない限り、執行部に対しても議会に対しても町民は非常に不満を持っておりますよ、はっきり言いまして。はじめをしっかりとつけていくということを望んで、質問を終わりたいと思います。

○議長（味元和義君） これで13番堀本伸一君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。午後は1時から開会をいたします。

午前11時35分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番下元昇君の一般質問を許可します。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 本定例会の7人目の質問者になりますけれども、議長に発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、今回二点、通告しております。

一点目は、旧家地川小学校の備品購入に伴う入札関係について、二点目が、町で新設されますウェブサイトによる地産外商ですけれども、いずれも、地元の商工業者の育成という内容になっておりますので、順次質問したいと思います。

まず一点目ですけれども、家地川地域活性化拠点施設備品購入事業に伴う入札方法と結果及び地元業者の支援策についてと、大きな通告をしておりますけれども、実は先月、地元の親しい何人かの商工業者から、旧家地川小学校の備品購入の際に、入札に参加したけれども、何点か納得のいかない点があるので、議会ですべてだしてくれないかという要望がありましたので、執行部の考えを聞いてみましょうということで、通告しました。

四万十町が行いました購入事業の、内容的には家具類の部門ですけれども、ここに仕様書があります。これに基づいていろいろ質問しますけれども、この家具類等の入札は町内事業者で行ったのか。入札業者数とその結果を問うと通告しておりますので、まず、この点からお伺いします。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 入札の業者数と入札の結果についてのご質問がございました。

お尋ねの入札については、旧家地川小学校の拠点施設のオープンが7月1日と迫っておりまして、緊急を要するというので、郵送の入札方法で行いました。入札の参加資格者名簿に登録のある事業者の中から、対応できる町内業者3者と、県内業者3者、合計6者を指名して実施しました。

入札の結果は、指名した6者のうち、町内業者1者が入札を辞退したので、参加者は5者でした。その内訳は、町内が2者、町外の県内が3者です。この中で金額が一番低かった町外の県内業者が落札したところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 総務課長の説明では、町内では指名資格のある3業者に入札依頼したけれども、1者が辞退された。結果的には、高知市内の業者だと思うんですけれども、町外の業者が落札されたとも私も聞いております。

そこで具体的に、いろいろ聞いていきたいと思うんですけれども、二番目として、仕様書の品名、数量等を見ると、主に宿泊施設用のベッド関係と、テーブルなどのいわゆる家具類と布団などの寝具類、大きく分けると、この3品目になると思うんですけれど、なぜ、

この３品目が一括の見積りになったのか。私が全ての３業者に聞いたところ、一括での見積りの場合は、見積りさえも対応が非常に厳しいという声がありました。

事実、ベッドと、テーブルなどの家具類、寝具類を一括に扱っている業者は、そんなに多くありません。たまたま、辞退された会社がそういった広範囲に扱っておりますけれども、その会社でさえ、今回入札を辞退せざるを得なかった結果になりました。いろんな業者から、私にちょっと聞いてもらいたいと話があったんですけども、こういった町民、事業所の声をどう受け止めているのか。なぜ、大きく分けると３品目を、一括の入札見積りにしたのか。その点について伺います。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） まず、ベッド関係、家具類を一括入札にしたのはなぜかですが、ベッド関係、家具等は家具類と捉えております。これは、入札参加資格者名簿に登録のある事業者の業種、営業品目を見て判断したところです。布団などの寝具類についても、なぜ一緒にしたかは、もともと、自治体からの発注が少ない品目であるということで、対応できる業者が入札参加資格者名簿、応募、入札できる資格の名簿に少ないのが実情です。よって、寝具類だけを取り出しての入札が難しいと判断して、一括入札としたところです。

次に、一括入札では、町内事業者では見積りの対応が難しいという声をどう捉えるかというご質問についてです。

発注する物品によっては、それぞれの業者だけでは対応が困難なため、外注する場合もございまして、メーカーへの問合せなど、ひと手間、ふた手間かかると思います。これらの条件ではありましたが、可能な限り町内事業者には参加していただきたく、名簿にある事業者の営業品目とか、過去の入札への参加実績などを参考に指名し、対応していただくと判断しまして、指名したところです。

以上です。

○議長（味元和義君） ８番下元昇君。

○８番（下元昇君） 総務課長の答弁では、結果的にはやむなく一括の発注になったということですが、地元の個々の事業所、人口減少もありますし、高齢化によって、もう購買人口が本当に減ってきておりまして、非常に厳しい経営を余儀なくされているのは、執行部の皆さんもご承知だと思います。

そういった業者の声を聞きますと、できる範囲で、例えば、今回の家具類においても、

先ほど言いましたように、ベッドならこういうベッドでやると、やっぱり専門店があります。それからテーブルなどの家具類も専門店があります。そしてもう一点の寝具類も、専門店があるんですけれども、たまたま、本年度は、その入札の指名願を申請してないこともあって、一括になったということなんですけれども。私は、仮にほとんどの専門店から指名願が来なくても、やはり細かく分けて、例えば、ベッドと家具類とか、布団は専門業者が1店しかありませんが、ホームセンターなどで売っておりますので、実質、二、三店ですけれども、今回の指名したところは、専門店と、この業者は2店しかないんで、もう少しそこらを勘案できなかったかなという、業者の声です。

次に、移りたいと思いますけど、具体的に実際この仕様書を詳しく見ました。

三番目ですけども、仕様書の内容を見ると、ほかのものは詳しくメーカーや品目番号まで指定しているが、今回の入札で一番数量が多く、金額も一番大きくなる、布団・枕セットの品目だけ、どうして具体的な指定がないのか。

確かに、仕様書、1つ目のベッドフレームから見ても詳しく、フェイスタオル、バスタオルはサイズだけしか指定ありませんけれども、例えば、部屋用のスリッパにしても、参考商品として、どこそこの何々とまで書いています。座布団なんかも詳しく参考商品として書かれております。

それから、ほかのロッカー、テーブル、座椅子に関しても、メーカー名は詳しくは書いてないんですけども、参考になる品目を書いております。

通常の場合、納入物品については、上記の参考商品若しくはそれ以上、同等以上の製品であることと、必ず毎回入札には書かれております。なぜこの仕様書の16番、布団・枕セット、これが一番大きいですね、56組。内容を見ますと、西川セミダブル八点セット（羽毛布団、敷布団、枕、掛カバー、敷カバー、枕カバー、綿毛布、敷パッド）、この八点です。これだけです。

例えば西川であれば、皆さん方もご承知かと思いますが、天下の布団の西川です。東京の高級百貨店松坂屋で売っております。もう一方、私ども庶民にとって、皆様方も、たまに買物に行くと思うんですけれども、町内にはありませんけれども、四万十市あるいは須崎市にもある、しまむら。大きな全国チェーンで、非常に廉価ないい商品を扱っている、しまむらという会社を、皆さんもご存じだと思うんですけども、ここでも西川の商品は売っているんですよ。

まさかと思いましたが、実は、高知市内の布団の卸販売をやっている方に、この仕様書

で見積もりができるかと問い合わせたら、それは無理ですねと。

西川のセミダブル八点セットでも、こういう品目があれば、参考にして、ある程度価格が想定されるので入札できるけども、このままじゃちょっと無理ですねということでした。どうしても無理だったから、こういった結果になりましたし、また後で質問しますけれども、商品によってはピンからキリまであるんで、特にそういった商品については、ある一定の予算、この範囲内で入札ということであつたら。多分、この布団56組が一番金額が大きいかなと思うんですけども、一定の品目指定をしないと、受け取っても、なかなか地元業者では対応できない場合があります。

というのは、先ほども言ったように、布団の専門店は今回入っておりません。ほんで、布団以外のベッドですとか家具類を扱っているところで、布団の販売をやっているお店は地元にはありませんのでね。やはり品目の指定ぐらいはないと対処できないという意見があります。通告していますけれども、どうして一番金額の張る寝具類八点セットに品目指定がなかったのか、この点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 入札に関わる仕様書については、議員おっしゃいますとおり、参考商品として、それぞれの項目に、数量のほかメーカー、品名、商品番号、サイズ、素材など、商品がそこそこ特定できるよう表示しているところでは。

なぜ布団・枕セットはということですが、西川のセミダブル八点セット、内訳として括弧でこうこう云々とお答えしようと思いましたが、議員に先におっしゃっていただきましたので、答えることがなくなってしまいました。

お答えとしては、仕様書の中に、見積書提出期日までに、実物が製品仕様を確認できるカタログや比較表を提示して承認を得れば、参考商品でなくても同等以上の製品であれば可としていまして、この文言と、先ほど議員がおっしゃいました、どここのセミダブル八点セット（云々）ということで見積もっていただけると判断したから、このように書いたものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 課長も苦しい答弁内容だったかなと思うんですけども、全部で18品目あるんですけど、ほかのは全部あるんですね。だからこの布団の部分だけが、何で

基準になる製品番号ですとかがなかったのかを問うているわけですが、これを繰り返し言っても押し問答になりますので、次に、進みたいと思いますけれども、業者の方々から言わせますと、なぜかという疑問が残ったということをお知らせします。

四番目は、今回の入札は5月の大型連休を挟んでの提出期限になっていたことで、業者にとっては十分な見積りができず提出した業者もいるが、提出期限について協議内容を聞くとは通告しております。

この仕様書を見ますと、4月30日木曜日付で発送しています。ほんで地元業者には、5月1日金曜日に届いています。それで、中を開けたら、入札の応募で、よっしゃ頑張ろうということでしたが、今まで話した多様な問題点が出てきて、これは難しいと。届いた次の日が土曜日で、もう連休に入っています。

それで、業者としては、連休明けまでいろんなところに確認することも、一切できません。今年の大型連休、1週間以上、業者にも問合せすらできない事実がありました。

通常ですとやはり同じような、郵送して、5月17日、2週間あまりの間に郵送で送り返してこいということですが、今年の場合は、今言ったように、大型連休が入って業者に十分な問合せができなかった。そのために、先ほど言った、入札の準備をしていたけれども、ネットで調べたりしても応えられるだけの資料がつかれないから、店長、今回はもう無理ですということで、その業者は入札を辞退したと。今回は大型連休を挟んでの提出期間で、そういったことは、担当課の中で、職員の間に議論されたのかどうか、この点をお伺いします。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 見積りの提出期限についてのご質問でした。

今回の入札は、スケジュールの関係もあって郵送入札としたところです。入札通知を4月30日に郵送して、提出期限5月17日、期間としては、通知の翌日から数えると17日間ありますが、実質的には、連休明けとなりますと、5月6日からで、12日間だと思います。これについては、先ほども申し上げましたが、スケジュールもありまして、こういう日を設定したところです。

本町の入札業務については、国の各種法令、それから県の入札基準、それから四万十町の契約規則、四万十町の入札心得に基づいて、今回の入札でありますと、見積り期間を10日以上という基準で設定して実施したところです。

これらの定めは確かに守ったわけではありますが、おっしゃるとおり、通知の発送が連休中ということもあって、実質的に12日間で多品目多数の見積りをお願いするとなったわけです。決して今回の入札だけが特別短いわけではございませんが、指名した事業者の皆様には、メーカーへの問合せなどもある中で、見積りを急がせたなと認識しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） やはり、もう少し早めに郵送していれば、そんなに問題なかったかなとは思うんですよね。だから、10日以上提出期限はあるけども、今回12日間ですけども、特に今回は、大きく分けて3品目、全部取り扱ってない業者ばかりに入札が行っているんで、非常に問合せできなかったという状況があります。連休が入ってなければこんなことをわざわざ聞く必要はないんですけれども、そういったこともやはり考慮していただきたかったということです。

それでは、次に行きます。

五番目、最後ですけれども、人口減少や高齢化により体力がなくなっている零細な町内事業者に対して、金額の大きくない入札については、町内事業者優先は絶対不可欠とこれまでも指摘してきたが、今後の入札方法も含め厳しい状況の地元事業者に対する支援策について、町長の所感をお聞きすると通告してありますので、町長に最後にお伺いします。二つだけ、入札方法と、今後の地元事業者に対する支援策に分けてお伺いします。

まず、一つ目は、今後の入札についての業者の選択をお伺いします。今までの短い時間ですけれども、町長もまちの中を歩き、それから先ほど私も言ったんですけれども、やはり本当に地元の零細業者は厳しいです。こういったことも町長も感じていると思うんですけれども、今後のこともありますので、地元業者にも入札の機会がある案件に対して、町長としてはどういったことを考えて入札を行いたいのか、その所感をお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） この件に限らず、普通建設事業費も含めて、基本的に地域密着、分離発注という姿勢で、現場にはお願いしています。個別具体的に品目とか業者名を、私も政治家の端くれですので、現場には伝えてないですけども、やはり財政面においても、競争原理が働いた上で、さらには町内業者にとっていただくのが一番いいわけです。今回まず、詳細に状況報告もしながらという入札にはなっていないので、これを一つ契機に、なるだけ地元業者にという私も同じ視点でやっておりますので、個別な業者指名はしてない

ですけども、そこも含めて、業態的にやれる部分があるなら、なるだけ地域密着で分離発注できるものがあればという視点は、今後持っていきたいと思います。

建設事業全般においてはそういった経過もありましたので、これまでも分離発注してきておりましたけども、購入事業においては、今回自分自身も勉強不足でしたので、今後また副町長を中心に、そういった入札方法等、仕組みについても、ちょっと個別具体的に協議をしてもらいたいと思いますので、それは今後の検討課題としてしっかり協議したいと思います。

○議長（味元和義君） 8 番下元昇君。

○8 番（下元昇君） もう一つ、町長にお伺いします。今後の零細な地元の事業者に対する支援策についてなんですけれども、今、町の広報にも記載して、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが落ちた事業所に対して電気料金ですとか、ガス代とか、水道代といった光熱水費の補填を行っていますよね。私も見ましたが、実際に電話がかかってきて、町の新型コロナウイルス感染症対策の事業で、実はもう受け取って、非常にありがたいと、3 日ほど前に業者から電話をいただきました。そういった面ではそれぞれの業者も非常に感謝しております。

しかし、もう一方で、町内では5月24日に、須崎保健所管内で新型コロナウイルス感染症の陽性の感染者が出たという報道があつて以降、飲食に限らず、人が来ない、売上げが1円もないという店を何軒も私、知っています。

新型コロナウイルスの感染が地元で出た場合、影響がもろに来ますので、そういった非常に厳しいという声が多くありますので、これらを踏まえて、町長にお伺いしたいんですけれども、こういった本当に厳しい状況の中で、何らかの支援策を町にお願いできないかという声もありまして質問します。

具体的に申し上げますと、隣の黒潮町では6月定例会で、月次支援金、新型コロナウイルス感染症対策の国の支援金です。月次支援金に上乗せをする形で、新型コロナウイルスの影響で、今年の4、5、6月の売上げが、2019年、若しくは2020年のいずれかの同時期と比べて、50%以上減少した中小企業あるいは個人事業者にそれぞれ、法人には月に上限で20万円、個人事業者には10万円を、国の月次支援金に上乗せしてと、高知新聞に先週書かれておりました。

四万十町でも、こういった具体的な支援ができないかということです。先ほど言いました国の月次支援金では、中小法人には上限、月に20万円、4、5、6月の3か月合計60万

円。個人事業者には、月に上限10万円ですので、3か月であれば30万円いただけると。それに、黒潮町では、4、5、6月ですけれども、毎月じゃなく、上限で20万円、10万円を補填しているという新型コロナウイルス感染症対策をやっております。黒潮町の議員に電話で詳しく聞いたら、やはり50%以上の売上げ減でないと、国の月次支援金も申請できません。それで、黒潮町の場合も同じように50%以上の減少を基本にしていますので、ちょっと申請業者が少ないということでした。私も、5、6軒、商売やっているところに聞いたら、一昨年は通常に営業して、そのときに比べると、今年は50%まではいってないけども、ほぼ50%に近い40何%というのがほとんどでした。私が聞いた範囲では、50%いっているという業者は1軒もありません。

もし、町が、こういった上乘せをしてくれるのであれば、50%以上の減少になると、申請する業者が多分いなくなると思いますので、やはり段階的に、50%以上を40%以上とか、もう少し幅を持たせた支援策が出せないかなというところですが、この点について町長の所感をお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） これまでにも、国の事業においては、特に旧事業においては50%という制限がございました。本町では、50%であれば50%に乗っていただいたらいいわけですが、やはりそれではなかなか厳しいだろうということで、20%以上。そしたら19%はいかがなものかなということもありますけども、基本的には20%以上の売上げが減少した方としております。

今後も、対策を講じていく上では、やはり20%以上の売上げ減少が一つの大きな目安になると思います。私どもも、今回ご提案いただいて、そして、これまでのことを反省したときに、やはり、先だって調査をしました。これまで1年余りにかけて、ずっと雇用維持であるとか、様々な施策は国なり町なりが入っていますので、そういった部分を含めて、事業者には100を超えるアンケートも取りました。

なんでこんなことをするかというと、その辺りでやってしまうと、やはり本当に実効性があるのかも非常に疑義がありましたので、現場にデータをいただきました。商工会の協力もいただいてやっています。

今回、議員と同じように、私のところにも、やはり厳しいと入ってきています。せっかく維持してきたのに、ここで道を閉じるのは非常に本意ではありませんので、実際、今のやり方を一つの提案いただいた方向性の中で、町としてやるべきところはどこかということ

を、また、額においても、やり方においてもそうですけども、近々調査して、今の光熱水費にプラスアルファで、本当にその事業体がどれくらい傷んでおるかも把握しながら、個別具体的なサンプリングもしながら、取り組んでいきたいと思います。

このままいきますと通常では定例会でとなりますので、9月になりますけども、だんだん見ておりますと、なかなか9月では間に合わない可能性もありますので、臨時会となるかもしれません。専決ではなかなかやりにくいので、その辺は、今後、なるべく早くそういった状況をつかんで、しっかり財源のめどを立てた上で提案する方向性で研究していきたいと思いますので、是非よろしく願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 9月に間に合わなければ、12月でも結構だと思うんですけども、是非、事業者の声をくんで、そういったことに取り組んでいただけるようお願いをしますけれども、もう一つだけ。

実はこの入札に関する事で、お願いですけれども、通常の郵送でない場合の開封、いわゆる札を開けるのは、一律どこそこに入札札を持ってくるようにと。そこで、入札業者がそれぞれ入札して、開封した結果、一番安価に入札された事業者名と金額を公表していますね。

郵送入札の場合はどうなったのか分からんから、今後の参考にできないという声があって、結果だけでいいですので、どこそこの業者が幾らで落札したと、通常の入札と同じく結果報告だけはしてほしいという話がありましたので、是非これも検討していただきたいと思います。

一点目の家地川の件については終わりたいと思います。

二点目は、昨年12月補正予算で議会に提案され、可決して、令和3年度から具体的に始まっていく、向こう3年間の事業ですけれども、地産外商のこれまでの県外の取組と、新たなネット販売展開事業について通告しております。まず一番目として、町が行う県外での外商は地域商社に委託し、各種イベント等や実店舗での販売が中心だったが、これまでの地産外商の投資予算総額と販売実績をどう評価しているのか。過去5年間の決算に基づく費用対効果を聞くと、通告しておりますので、答弁を願いたいと思います。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 地産外商室が平成30年度に設置され、今年で4年目、過去3年間の実績と、決算となります。

地産外商室では、商談会等での支援とか、取引先の紹介、あるいは商品づくりのセミナーの開催、町外でのフェアの開催といった活動を中心に行っていました。

平成30年度決算額が858万6,000円、令和元年度決算額が1,164万円、令和2年度は、3,005万円、ネット販売を除いては、1,465万円となります。合計3年間で5,027万6,000円という予算を地産外商室で使っております。ネット販売以外だと3,497万6,000円です。

対する実績については、実際のフェア等での販売額と、各社に対して成果アンケートをとっております。地産外商室で支援した会社について、毎年、成果の聞き取り調査を行っています。

この成果ですけれども、平成30年度は、159件の新規の取引開始と4,000万円余りの取引額の増加、令和元年度が84件の取引開始と3,700万円余りの取引額の増加と、令和2年度については、現在調査中です。

2年間でおよそ7,700万円の取引の新規開拓がありました。また、阪急梅田駅構内で、毎年、催事販売をしていました。この成果については、平成30年度が1,578万8,000円、令和元年度が1,398万3,000円、令和2年度は2,418万3,000円。また、日本百貨店と東京での販売も行っておりまして、令和元年度が159万6,000円、令和2年度が203万5,000円となります。

合計しますと、決算額が5,027万6,000円。今回ネット販売の実績は含んでおりませんので、ネット販売以外での予算が3,497万6,000円と、それに対して、新規の取引開始件数が2年分で243件と、取引額が7,700万円。また、阪急梅田駅構内での催事販売の売上げが5,395万4,000円。日本百貨店での販売額が363万1,000円という額になりまして、投資に対する効果ですが、十分に発揮されていると思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 課長から答弁いただきまして、地産外商室ができてから3年間のデータでご報告いただきましたけれども、3年間の合計が、委託料5,027万6,000円ですかね。約5,000万円。それに対して取引販売額が7,700万円プラス阪急梅田駅での5,400万円、それから日本百貨店での360万円入れて、約1億3,000万円。足すと大体そのぐらいです。

この数字です。町長でも、副町長でもいいんですけれども、この3年間、地域商社に5,000万円余りを委託して、いわゆる地産外商に取り組んできた結果が、約2倍。投資額に対して、今、課長は十分な投資額と、販売実績もあるという答弁でしたけれども、これに

ついて、客観的に、私ども商売やってるものから見ると、非常に費用対効果が悪いと思うんですけども、その点、副町長、町長でも結構です。答弁あれば、お願いします。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 予定をしておりますでした。

確かに投資額に比べて2.2倍で、それぞれこのとり方というのは違ってくるかと思います。私のとり方というのは、やはり首都圏なり関西圏に行って催事販売をする際に、継続的にやっていき、その商品をお客様に認知させる、そのための、先ほど言いました、こうした催事というのは継続をしていくことが大事であると思いますし、併せて、そこで販売する方がどれだけの商品価値をお客様に伝えていくのかといった視点も必要であろうかと感じたところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） それぞれ室ばかりつくる町長やねと思うと思いますけども、この地産外商室等を私の責任の範囲内で設置しました。

今、副町長から現場の状況も伝えましたけども、やはりそれぞれ聞き取りをする中で、例えば、そういった催事で買ったけども、ふるさと納税いただいたよとかいう広がりもいっぱいあります。

俗に言う損益計算の中で、経費、費用と売上高を見たときに、確かに商売の感覚では、議員ご指摘のとおり、2.数倍ですので、大きくないと思いますけども、その広がりとか、今後の方向性の中で、やっぱり例えば事業所で人を雇って今やりゆうとか、今後の一つの伸び代になる可能性もあります。ですから、まだまだと言われませんが、3年間の実績の中で、今後私は、しっかりつないでいくことで、全体の中で、納税にもつながり、さらには事業所の従業員の個別の町民税にもつながっていくと思っていますので、そういった複合的な考え方の中では、一定の効果はあったが、ただ完璧に満足とは考えておりませんので、そういったご指摘を受けて、今後しっかり住民の皆さん方に、しっかり報告できる内容にしたいと考えています。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 時間もあまりありませんので、次に行きます。

二番目ですけれども、先ほど言いました、12月補正予算において1,540万円で事業化されておりますけれども、委託先である、官民共同の四万十町ネット販売推進協議会とはど

ういった組織なのか、簡単にご説明をお願いします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 四万十町ネット販売推進協議会については、議員ご指摘のとおり、12月補正予算で補助金を設置して、その後、3月6日に、民間事業者と町で構成された官民共同の協議会として設置されております。

ネット販売が非常に新型コロナウイルス感染症禍においても成長していると言われてい  
る中で、町内の中小事業者が共同でインターネット販売の推進と、販売サイトを運営する  
ことを業務とした協議会となります。会長は、町内の地域商社の代表が選任されまして、  
副会長は、2名のうち1名は役場、1名は町内の事業所で運営することとなります。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） それでは三番目です。この資料を見ますと、人員不足からネット販  
売に対応できない事業者にも参加していただくための協議会の設置で、本年度、令和3年  
度は1,000万円で運営予定ですが、この予算の具体的な使い道と、町内、いろんな  
事業者がおりますけれども、参入アプローチ、こういった形で参入をしていただくのか、  
この点についてご説明願います。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 運営予算の使い道については、ホームページの作  
成、広告宣伝、サイトへのアクセス分析とか梱包等、商品の発注、経理会計などに係る費  
用となります。

もう一点お尋ねの町内事業者の参入アプローチについては、設立当初から販売までの期  
間が大変短かったこともあり、現在、協議会の事務局である、四万十ノ株式会社が主体と  
なり、各事業者に直接出向いて声をかけてご参加いただく形としておりますが、町として  
も支援していきたいと思いますので、広報等により、町内に幅広く周知し、幅広い事業者  
の参入を求めていくことも必要かと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 次、四番目ですが、この計画、補正予算資料を見ますと、令和  
3年度の計画では25事業者の参入と、商品数が200を目標にしているんですが、現在の  
進捗状況と、令和3年度、4年度、5年度、この売上げの目標額をどのぐらいに設定し

ているのか、簡単に結構です。説明願います。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 現在の進捗状況ですが、既にご説明したように、3月6日に協議会を設立して、四万十の日ということで、4月10日にインターネット販売サイトをオープンして販売を開始しております。名称は、リバーストアになります。

まず、ご質問の3か年の目標から回答しますけども、今年は参加事業者25者、掲載品目数が200品目、売上げ目標1,500万円でスタートしております。来年度、令和4年度は、参加事業者35者、掲載品目数300品目、売上げ目標が3,000万円、令和5年度は、参加事業者50者、掲載品目400品目、販売金額5,000万円を目標としております。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 本年度が1,500万円の売上げ目標、来年度は3,000万円、そして最終年度、令和5年度が5,000万円の販売目標を立ててやっているという答弁をいただきました。是非、目標達成に向けて事業を進めていただきたいと思いますけれども、そこで五番目です。既に、町内ではネット販売を行っている事業者もたくさんおります。それらの事業者との連携と、町が取り組んでおる、ふるさと納税に参加している事業者との連携をどのように行うのか。

また、このウェブサイトに参加する場合に、負担は発生するのかについてお伺いします。先ほどの課長答弁では、地域商社が各事業者に今、当たっているということですがけれども、いろんな負担等が発生するのでしょうか、その点をお伺いします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） ご質問の、既にインターネット販売を始められている事業者をどうするのかですけども、今の協議会の参加事業者数は37者で、およそ3分の2は、既にインターネット販売を開始されている事業所ですが、その事業者にも、今回のネット販売には賛同していただいております。ネット販売のノウハウ等も当然ありますし、加工品とかネット販売に適するものと適さないものもいろいろありますので、インターネット販売を既に開始されている方も、四万十町の魅力を詰めたサイトとして、新たな販売先としてご活用いただければと思います。

もう一点の、ふるさと納税との連携ですけども、基本的にふるさと納税はポータルサイトと言われる、楽天とかふるさとチョイスで、直接販売サイトの案内はできなくなってお

りますが、ふるさと納税でもいろいろ情報発信ツールを持っておりますし、ふるさと納税推進協議会があります。このネット販売についても、ふるさと納税推進協議会で説明等をしてきたわけですが、また、やり方については、協議会と歩調を合わせて進めていくこととなり、今後の検討になるかと思います。

最後に、参入に当たって負担があるかですが、事務局の四万十ノ株式会社に直接お申込みすることで参加でき、参入費用等の負担はございません。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） それでは最後、六番目です。この事業は3年間で結果を出して、令和6年度からは自立して事業を継続しなければなりませんけれども、この事業を立案して推進する上で一番肝腎な要件をどう捉えているのか、町長の本事業に対する所感を聞くと通告しております。なかなかネット販売、そんなに簡単にいく事業ではありません。通常の実店舗でやっている以上に、ネット通販、ネット事業の売上げを伸ばすことは非常に厳しいです。

しかし、やってみると、思った以上に結果が出ることもありますし、実際、結果を出している事業所もたくさんありますので、最後にこの事業、町長から提案していただきましたので、町長の所感をお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 先ほど担当課長から、ふるさと納税を協議する段階でと答弁がありました。平成27年に改めて切り替えるときに、当時はカタログ販売という表現でしたけれども、やはり今後、ふるさと納税が終わったときには、それにつなげていかないとかなという協議だったと思います。これをカタログとしてネットに載せて売っていかうという取組だと思います。

それぞれ、議員もネット販売、ネット事業をやっておりますので、非常にその辺は私より詳しいと思います。やはりなかなかそれに乗れない、今から事業化したいけども、一気に投資ができないという業者も存在すると思います。行政の役割は、今後、事業化をする中で、そういった課題を少しでもハードルを低くして、伸びていってほしいということが我々の一番の思いですので、そういった方にしっかり投資をして、全体のネット販売の中で、四万十町のすごさ、商品の豊富さといったものの中で、それぞれに競い合っていて、消費者に届けていくという意味では、この協議会の役割は非常に大きいものが

あると思います。

それで、だんだんに力つけていただいて、自分なりのネット販売チャンネルを持つことも大事なことだと思いますので、その辺は、この3年の後に、こういった展開をしていくかも、また、現状をしっかり把握しながら、今後できれば、雇用が増えていくようなネット販売の効果を期待して、しっかり応援していきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 全ての質問事項に答弁をいただきました。

最後に、町長の答弁にもあったように、こういったネット販売、いろんなサイトを見るんですけども、やはりふるさと納税も一緒ですね。できるだけいろんな四万十町の産物、商品が少ないよりは絶対多いほうがいいです。

実は、昨日、参入したいけど、こういった方法があるかなということを、同僚議員と話しておりましたので、是非、この事業を成功させねばなりませんので、地域商社の方と執行部の方々が連携して頑張ってくださいをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（味元和義君） これで8番下元昇君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩をします。2時10分までにします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番岩井優之介君の一般質問を許可します。

11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 議長の許可をいただきましたので、マスクを外します。

私は、行政報告を受けての質問です。議員になり、5期目となりますが、一度も一般質問をこの間欠かしたことがありませんでした。今回は、健康上の都合で断念する旨を関係者に伝えておりましたが、初日の町長の行政報告を聞き、通告することにしました。当日の5時までなら、行政報告の中身について質問通告ができることを知りまして、普段の字面から言いますと、5分の1程度しかまとめておりませんが、質問したいと思います。

一つは、新型コロナウイルスの対応についてです。二つ目は、文化的施設の問題の対応について、質問を行います。

最初に、新型コロナウイルスへの対応についてです。町長の行政報告では、高知県においても、5月の連休以降、感染者が増加し、5月27日には1日の感染者数が過去最多の38人を記録し、直近7日間の新規感染者数は187人のピークを迎えましたが、その後、減少傾向にあり、6月8日には、124人になっております。県は依然として警戒レベルをステージ4の特別警戒。須崎福祉保健所管内で感染者の発生が続いたことから、本町においても一層の感染症対策の周知を行っていますとあります。

そこでお聞きしたいのは、ある喫茶店などで耳にしたことですが、本町でも感染者が発生したということです。あぶり出しは避けますが、町長として、本町の感染状況をどう把握されているでしょうか。特別な対策は立てておりますかという質問です。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） まず、新型コロナウイルス感染者の把握について、町内での感染者は、実は把握できておりません。どのような把握を行っておるかといいましたら、県のホームページに掲載されている、県の記者室の配付資料の新たな患者発生の中に、本日の感染症患者の発生及び県内患者の状況が掲載されております。

内容は、居住地の福祉保健所名、年齢、性別、職業、重症度、接触歴と症状、経過等が掲載されております。ご存じのとおり、四万十町は、須崎福祉保健所管内に位置しますので、その管内で感染者が発生した場合には、四万十町を含む須崎市、中土佐町、津野町、梶原町の高幡地域のいずれかの市町で発生したということが示されております。

ただし地区在住者でなくても、県や町の管理する施設で業務に従事している方が感染した場合は、学校名等を公式に発表する場合があります。その場合は、担当課長や町長に直接、施設長や県より事前情報をいただく場合もございます。そんな特例を除きまして、県の公式発表は、記者室の配付資料だけとなります。

当町で発生したか否かについては、関係者からの報告とか、人のうわさであるとか、いろいろでして、そのような不確実な要素を含む情報については、町としては公式な発表として行うことはできない、参考程度の情報となります。

町としては、公式発表である須崎保健所管内における発生者数での把握を行っておる状態です。

もう一つ、どのように対応しておるかであったかと思います。

町としては、県の新型コロナウイルス感染症対策本部で出された対応方針を踏まえて、町民の皆様や事業所に対して、県の感染症に対するステージに応じたリスク提言の周知を

行っております。

現在、県下の直近1週間の感染者数は66人となりまして、県の警戒ステージの指標では、15人以上100人未満の警戒レベルですけど、そこまで現在減少しております。

県全体では、先ほど議員おっしゃられたように、緊急事態である175人以上のレベルまで増加していたこともありますので、県としても今月20日までは、特別警戒レベルのまま継続させておる状況です。

町としても、今後も県の警戒ステージの判断に従い、イベントの見直しや少人数、短時間での会食のご協力をお願いしております。

ワクチン接種による対応など、1日も早く、安心して暮らせる日常に戻るよう、今不自由をおかけしておりますけど、皆様には感染リスクを少なくさせるよう、新しい生活様式を実施していただくよう周知を行っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 感染した方を把握していない状態ですか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 真実を申し上げます。須崎福祉保健所管内で発生したという情報は入ります。私が所長に尋ねると、どこのどなたかは公表できませんということで、その後、二、三日して、ちまたの情報から分かってくるのが現実です。

やはりその背景には、人権の問題、誹謗中傷の前例であるようです。ですから、うそは申しませんけども、個人名などは全く私に入っていない状況ですので、その辺のご理解をいただければと思います。

○議長（味元和義君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 仮に発生したとして、名前が分からなかったら、対策の立てようがありませんよね。それが実態ですか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私もそんな思いを持って所長に聞きました。やはり、そういったことを一つの情報としていただければ、先ほど田邊議員から指摘があったように、須崎福祉保健所管内での多発をしておることを受けて、情報提供を準備していくと。誓って、このだれかは私たちに情報はありませんで、ご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 私の手元の原稿にはあぶり出しは避けますと書いております。ほんで、決してあぶり出しはしたくありません。

ただ、町の喫茶店では誰やらが感染したという話がいっぱい出ます。当然、町も今は、耳を立てておりますので、そういう情報が入ってきやせんろうかと思います。ただ、情報が伝わってないと。須崎福祉保健所管内一円という捉え方やったら、具体的には感染した人が発生した場合には対応のしようがありませんよね。非常に不安になります。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） くどいようですけども、私としたら、今、情報がない中で、やっぱり感染防止に努めるということ、そして、あぶり出すという表現、正にそうですけども、我々はそういった思いもないです。

ただ、対策を講じる上では、必要なときがあると思います。そのときは、例えば教職員であつたり、人を預かる立場の方、クラスターが起こる可能性がある場合は、私としては公表基準をもって公表するべきだと思いますので、そういったときには通知があります。先だつてもありました、学校で。

そういったところ以外、情報はありませんし、逆に町内から聞こえるのは、濃厚接触者を県の保健所において調査します。そういったところから濃厚接触者か否かがあつて、それが情報として伝わって、逆に我々には後から伝わってくるという状況ですので、決して、岩井議員がかかったとか、そういった情報はありませんので、その辺はご了解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 町長の行政報告の中で、県は依然として警戒レベル、ステージ4の特別警戒が云々とありますけれども、このステージ4はどういうことを指しているのでしょうか。町民に分かりやすく説明をお願いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 高知県における新型コロナウイルス感染症対策の目安が出されております。その中でステージ4特別警戒、色で言いましたら赤のレベルになるんですが、まず、一つが、直近7日間の新規感染者数が、105人以上175人未満の間が特別警戒となります。それに病床の占有率が20%以上も含まれます。それと、全療養者数が140人以上も、判断の中に含まれております。あとPCR検査の陽性率、1週間の中で5%以上10%未満になった場合も特別警戒の中に入る判断になります。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） よく分かりませんでしたけれども、以上で、新型コロナウイルス感染症問題については終わります。

次は二つ目に、文化的施設整備事業について、質問を行います。

文化的施設建設反対の嘆願書が出されているという報告がありました。内容は将来的に人口が少なくなり、高齢化などで利用者が少なくなることを想定して、適切な規模を求めたものであると判断しました。

内容は建設中止や見直しを求めるもので、町長として、その内容を真摯に受け止めている。しかし、これまで一貫して説明してきたとおり、改めて文化的施設は四万十町にとって、未来に向けてのまちづくりのために必要不可欠な施設云々とおっしゃってましたけれども、こういう簡単に言わずに、代表者の方に直接面会し、もう少し図書館や美術館の果たす役割について、本質や意義を語るべきではないでしょうか。

例えば安藤忠雄氏という世界的な建築家があります。以前申し上げたことがあります、大阪の中之島公園にこども図書館を寄贈しております。なぜなら、彼が子ども時代に図書館で本を読んだことが刺激になり、今の自分をつくってきたと語ったことがあります。彼は彼の本の中で、図書館の果たす役割を述べています。

また、高知県が産んだ佐川町の世界的に有名な牧野富太郎植物博士も同じことを述べています。

いかがでしょうか。美術館や図書館の果たす役割について、もう少し本質を突いた言葉で語るべきではないでしょうか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私の説明が大まかで分かりにくい表現だったと思います。ただ、これまでに、それをまとめて行政報告の中では、そして総称の中で報告してきましたけども、個別具体的には、議員の皆さんには、各常任委員会において説明したところです。

ただ、先ほど来、前段にありましたように、皆様方に説明をすることは大事なことだと思いますので、先だって、回答書をお渡ししたときに、そういった意向も伝えています。

やはり見えない部分があるので、是非、説明会をさせていただきますとお願いもしていますし、地域の、例えば立地する周辺の皆さん方にも近々説明会をさせていただこうと準備しています。

私が個別具体的に説明せよということですが、今日、今回の議会でもやはり、私は子どもたちの未来のためにという総称的なことじゃなくて、やはりそこを一つのフィールドに、様々な生涯学習を展開する、さらには親子で読書をしていただくとか、本当に利用は人それぞれ、様々だと思いますので、やはり学べる環境をしっかりとつくっていくと、整備していくという基本的な考え方です。

利用されるのは確かに、図書館等々については、個人の皆さん方のそれぞれの嗜好の問題だと思いますけども、やはり、そういった環境をつくっていくのが我々の、まず、第1の果たす役割、そして、町も、できた以上そこで生涯学習、例えば探求学習といいましょうか、様々な交流事業であるとか、そのバックに図書館・美術館があって、そこでいつでも調べものできると、それで、そういったやっぱり思いを持って育っていただく。

そしたら、成長した過程において、こんなことがあったなということも今言われたように、自分もつくっていただいてよかったという方も出てこようと思いますので、確かに今、図書館を必要ないという方は、議会議員にも、住民の皆さん方もいないと思います。が、やっぱり進め方として、私たちの説明が足りてないということは、今回痛感しましたので、ただ、今も精いっぱい説明会を受け付けておりますけども、是非そういった視点で、それぞれ、反対、あるいは内容変更を求める嘆願書を出された皆さん方にも説明する機会をとお願いしておりますので、是非そういったことで、今後もしっかり説明したいと思いますし、上面ばかりにおいては、また、そういった必要性も、しっかり整理して、ケーブルテレビ等々で説明する機会を設けていきたいと思っております。

○議長（味元和義君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 質問通告書にはありませんでしたけれども、佐川町出身の牧野富太郎植物博士は、顕微鏡のない時代に、今の顕微鏡で見たような正確な雌しべを描いております。花卉といいますか、拡大したのやなしに、この間NHKで報道しておったんですけども、非常にびっくりしておりました。今の顕微鏡で拡大したよりも、まだ正確など。彼は、恐らく、今の高校レベルの教育を受けてないと思います。独学で勉強して、恐らく図書館で研究されたと思いますけれども、経歴では最終的には東京大学の講師まで務めたと、資格があるかどうかは分かりませんが、招かれたという記述もありました。そういう役割を図書館は果たすわけですから、非常に大事な建物だと思います。それをおくみ取りいただいて、今後の説明のときには是非生かしていただきたいと思います。

それからこの文化的施設の整備事業費の内訳をいただきました。その中で、職員の駐車

場の確保という問題がありますけれども、これについて、お願いします。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 職員駐車場についてのご質問でありましたので、私からご答弁申し上げます。

ご質問は、現在、旧庁舎跡地に職員が駐車しております。施設を新しく整備すると、この駐車場をどのようにするのかというご質問ではないかと思えます。

現在、旧庁舎跡地は、皆さんが駐車することができる町民全体の駐車場という位置付けとなっております。ただ実際は、イベントのときなどには皆さんご利用いただいておりますが、平日は、役場職員の駐車場となっているのが現状です。通勤エリアが広く、多くの職員が通勤に自家用車を利用しておりますので、文化的施設の整備に向けて、駐車場の確保は重要な課題と位置付けております。ゆえに、現在、総務課を中心に調査研究を進めております。

文化的施設整備に関わる予算を9月定例会に計上する予定ですので、それまでということで、8月末までには対応案、対応策を出すとしております。

せっかく答弁の機会をいただきましたので、ここでもうちょっと時間をいただいて現状を申し上げたいと思います。

文化的施設の整備後には、職員の駐車場として使えなくなります。旧庁舎跡地などに停めている職員の車は、天候等によって増減はあるんですが、最大で130台と把握しております。ちなみに、私どもが旧庁舎で勤務しているときには、役場の裏に55台分のスペースがありましたが、ここにぎちぎちに90台ほど停めておりましたが、あとは個人で周辺の民間駐車場を借りておりました。現在でも、民間駐車場をお金払って、私もそうですが、借りている職員は23人いると把握しております。会計年度任用職員も含めて、職員全体では、天候によって変動もあるんですが、最大150台停めております。

今後の職員駐車場の確保については、新しい駐車施設をつくるという発想はなかなか難しいと思うんですが、あとは近くにある駐車可能な町有地を活用していくと。あとは足りない部分は民間駐車場をお借りするしかないと思います。この際、職員に負担を求めるかどうかについては、本当に難しいところです。地域振興局など本庁以外の職員との兼ね合いもありますので、ここは慎重に検討を進めていきたいと思います。先ほども申し上げましたが、8月末までに対応策を考えたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 私も、国鉄時代は労働組合運動しておりましたので、職員の負担を軽減するという指導的立場に立っておりました。ただ、非常に料金は高いと思います。月に5,000円ぐらいするんじゃないかと思いますけれども、まだ時間がありますので、公有地を是非検討していただきたいと思います。

私が議員になるときに、よく姉が言っていましたけど、「優ちゃんは喉が弱いき、やめちょき」と言っていましたけど、今、つくづく感じました。非常に拙い質問でしたけれども、以上で終わりたいと思います。

○議長（味元和義君） これで11番岩井優之介君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩をします。2時45分まで休憩をします。

午後2時36分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第2、議案第79号町道路線の認定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第79号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号町道路線の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第79号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、議案第80号四万十町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第80号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号四万十町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第80号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第4、議案第81号四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第81号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第81号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、議案第82号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第82号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第82号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決され

ました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、議案第83号四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） お伺いいたします。今までのお試し滞在住宅は月額1万円となっていたと思うのですが、今回から2万円になったということで、長期利用のニーズに対応するためと書かれておるのですが、なぜそのようになったのか、根拠をお示してください。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 家賃が2万円となった根拠ですけれども、今までの施設については、教職員住宅の改修ですとか、既存の住宅に軽微な改修を施したものであって、気軽に利用できる価格設定で、月1万円とした経緯がございます。

今回の施設は全くの新設ということもあり、施設の耐用年数であるとか、町の実負担も考えますと、1万円では少し安すぎるのではないかと検討しました。ただし、お試し滞在住宅ですので、気軽に利用していただくことも勘案して、月2万円としたものです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 説明資料の条例改正の34ページ。改正前は、「入居の申請をしたものの」という形。しかし、今度、条例改正は「使用を」という形で、日本語の意味を変えていますね。お試し住宅は、本来は、四万十町へ来てしばらくおって見て、ここへ住んでみようかなという方が入居するのではないかなと思います。

しかし、実態は、大正中津川地域でもそうですが、再三、一、二か月でぽっぽぽぽ、出るんですね。ある人はバイクで来て、一、二か月おって、はい、出ますという形ながですね。ひょっとしたらという疑いですが、単なる居場所づくり、全国駆け回るために、安いところを借ろうじゃないかと、四万十町には月額1万円で仮住まいができるんやという思いの方も私はおられるんじゃないかなと。

そこで、「入居」と「使用」の意味が分かりませんが、なぜ変えたのか。それと、その審査をどういう形でやっているかです。本当に四万十町に住んでみたい、何とかしばらく地域に住んでみて、様子を見ながら入居しようという人たちを面接の中で決定しているかどうか、私は分かりませんので、どういう視点で審査し、入居の許可、今度は使用の許可を与えるのか。その基準判断はどういう形で審査をされているのか。恐らく地域の方も入っていると思いますが、人数等について答えてもらえますか。それと、言葉の「入居」と「使用」の殊さら変えた意味。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） まず、「入居」と「使用」の言葉の意味ですけども、入居ですと、家賃、いわゆる借地借家の契約というイメージもあります。日本語の捉え方ですけども、あくまで使用であるから使用申請という、使用の許可を町が与えるという形です。借地借家になりますと、借地権とかが生じます。その言葉の意味もありますので、適切なほうに変えたということです。

続いて、短期間で出られる方もいるが、審査はどのようにやっているかですけども、審査は担当課で行っております。申請の内容に、なぜ借りたいかを書くようになっております。もちろん、入居の条件として定住を希望される方というのがあるので、きちんと書いていただくようになっております。

その意思については、完全に疑いがあるものではありませんので、申請書のとおり、定住を希望される方には、許可を出しています。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第83号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に対して反対討論を。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 四万十町お試し滞在施設の条例の一部を改正するということで、

月額2万円になっているんですが、現在の四万十町の人口の状況では、子育て世代とか、子どもを産み育てられる世代が非常に少ないということで、お試し滞在住宅はとても大事な施策だと思うんです。今回は新たに新設したということで月額2万円になっていますが、本来ならもう少し低くして、敷居を低くして使用料を設定したほうがいいと思うんですが、また、新たな施設にこだわることなく、立派なものではなくてもいいので、とにかくやっぱり数が必要だと感じています。

新型コロナウイルス感染症禍、十和地域ではインターンなどで来られている方がどんどん増えていて、その中で、お試し滞在住宅や住居が少ない状況になっています。本当に新型コロナウイルス感染症禍を契機として、この条例の一部に賛成する立場でも、また、このような住宅を増やしていただきたいという思いを込めて賛成討論します。

○議長（味元和義君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第83号四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第84号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第84号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第85号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 一点だけお伺いしようかなと思っております。

補正予算説明資料2ページの中で、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業という予算が今回、計上されています。その額が1,610万円です。条件があるわけですが、給付額は児童1人につき5万円で給付する予算ですが、この1,610万円は既に町としては世帯を特定し、はじき出した金額を計上しようとしているのか。それとも、該当されると思う方は申請してくださいというのか、どちらかだろうと思うわけですが、それについて、単純な質問ですが、お答えください。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） ご質問は、予算の根拠になろうかと思います。

この予算については、国で今回定めて、支給するものです。対象者については、住民税

が非課税の方となっておりますが、基本的に児童手当のほか特別児童扶養手当の受給者等が対象になります。これが主な方です。それ以外にもございますけれども、主な受給対象者は、児童手当とか特別児童扶養手当の受給対象者等となっています。

児童手当等は、所得要件について、住民税の課税非課税状況を把握するようになっておりません。それで予算編成に当たり、国が策定した予算試算表がございまして、それに基づいて試算したものです。

基本的には、児童手当受給対象児童数、令和2年2月現在で1,374人となっておりまして、その数字を、国がつくった試算表に入力し、205人と出ております。これは国が補助金申請に当たって作成する基の資料です。それに若干、予算の不足が生じないように加味して250人と見込んで、1,250万円の見込額を算出しております。現在、示している数字は、大まかな見込みの概算数となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） だから、その方法ですよ。町から、該当者が分かっているの、その方たちに申請するように促すのか、あくまでも個人で、自分が該当するんだらうと申請せないかんのか、その方法を私は聞いたつもりです。国はそういう形ではじき出したんでしょう。しかし、町は町で、それに見合った人数を確定することが必要だと思うんです、私は。町は該当者を分かっているのか、答弁聞きよったら、そうじゃないみたいだけど、そこをしっかりとしてもらわんと。新型コロナウイルス感染症禍において厳しい生活を余儀なくされている人たちが、せつかくもらえるものがもらえなきゃ困るんですよ、私が言いたいのは。

申請をせないかんがやったら、それなりに町が実態を把握していると思うんですよ。だからそういう方々に、丁寧に、もらえる可能性がありますので申請してくださいという方法をとるのか、そこを聞いたつもりでしたが、答えがかみ合っておりません。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） 失礼しました。改めてこの制度の概略をご説明します。

まず、低所得の子育て世帯支援特別給付金ですが、対象児童は、令和3年3月31日において18歳未満の児童。特別児童扶養手当の受給対象となっている障害児は20歳未満の児童及び令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた児童となります。

ただしひとり親世帯に対する給付については、既に県から支給されることになっており

ますので、ひとり親世帯の給付を受ける方は、除かれるようになります。

次に、支給要件は、養育要件と所得要件がございます。

養育要件としては、支給対象者は、対象児童を養育する者で、次のいずれかに該当する者となります。一点目として、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者、令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定若しくは額の改定の認定を受けた者。それから三点目が、児童手当及び特別児童扶養手当を受給していない方で、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童を養育する者については、主に高校生のみを養育している方等が対象です。

次に所得要件ですが、次の二点となっております。

令和3年度分の市町村民税均等割の非課税の方と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、市町村民税均等割の非課税者と同様の事情にある者です。

次に、給付の方法ですけれども、町から支給する方と、支給申請をしていただいて支給する方がおります。

申請が必要でない方は、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方です。この方には、町から、4月分児童手当若しくは特別児童扶養手当を支給している口座に、振込により行うこととなります。

次に、高校生など、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童のみの養育者、それから、令和3年1月以降に家計が急変し、市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にある方は、申請をしていただいて支給となります。

繰り返しますけれども、基本的には児童手当の受給者等は、町で把握できますので、申請によらず支給していくこととなります。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 課長、丁寧に説明いただくことはありがたいと思いますが、私が聞いたのは、要するに、対象者は申請しなくても構わんと、申請をせなもらえんと、2通りありますよという答弁だったと思うんですね。だから、自動的にもらう方がいいんですよ、振り込まれるから。しかし、申請が必要な人は、自分が対象になるのかどうか不安を抱えている人もおられるやもしれん。だったら町が、あなたは該当になるかもしれないので申請してくださいよと、手だてを講じるのかというのが私の質問の内容ですよ。

その点について、自動的にもらえるのは構いませんが、申請をせないかん人に対する手だてを、町の担当課としてどうするのかを答弁もらえれば、もう質問しません。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） それでは、申請の方法についてです。

まず、児童手当の受給者等は、この6月に受給となりまして、封書でお知らせしております。それで、必要な方と必要でない方について、申請書と一緒にご説明しております。

次に、児童手当を受給等していない方、具体的に言いますと、高等学校の児童のみを養育している方等は、該当者を把握する手だてがございませんので、来月の広報でお知らせすることにしております。

実際に作業は、本予算が成立後、システムを導入して、7月に入りますけれども、こちらで、実際の対象者のリスト作成とか、給付対象となる住民税非課税者のリストアップなどをしてまいりますので、その後に拾いの作業などしていくようになるかと思います。

繰り返しますけれども、6月の児童手当の受給世帯は、既にお知らせの文書を送っております。それから7月の広報紙で、この制度についてお知らせするという事で作業を進めております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第85号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、議案第86号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第86号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、請願第3－1号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願を議題とします。

この請願議案については、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

5番総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） それでは、総務常任委員会に付託された請願第3－1号、審査結果と審査経過についてご説明申し上げます。

令和3年6月16日。四万十町議会議長味元和義様。総務常任委員長緒方正綱。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条

第1項及び第95条の規定により報告します。

記、受理番号、請願第3－1号。付託年月日、令和3年3月10日。件名、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願。審査の結果、不採択。付記として少数意見の留保がございます。

続いて、審査結果、経過報告です。

審査日、令和3年6月10日。番号、請願第3－1号。付託日、令和3年3月10日。件名、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願。

なお、紹介議員、村井眞菜、岩井優之介両議員です。説明者はございません。

審査結果、経過。この請願については、令和3年3月10日に付託を受けて、継続審査として協議してきたところであり、その経過を確認した中で協議を行ってきました。

継続審議の要因の一つに、民法改正に関する請願であり、慎重に審査した上で判断すべき内容であるところに難しさがございました。

また、家制度の考え方や家族観による意見の違い、夫婦別姓、夫婦同姓の権利の保障、地方議会から上げていくのかが主な視点となります。

委員の意見として、賛成意見、憲法第24条に基づいて当然である。夫婦別姓、同姓どちらの権利も得られることは必要で、現代社会において必要になってきている。また、民法改正に関する請願であるが、地方議会から意見を上げていくことが大切である。主な賛成意見でございます。

反対意見。今、国のレベルでまだはっきりとした方向性がない。検討段階の中で地方議会から上げていくのはどうか。夫婦が同じ姓、氏になることがあまりにも当たり前過ぎて、私の周り若い人たちに聞いても関心がない。そんな中で選択的夫婦別姓を法制化しなくてはいけないのか。そこまでの議論には至らない。意見書提出は必要ない。また、家族内で同姓であることで、父親・母親の家族の絆が強まる。

以上が委員の意見です。

審査の結果、不採択。賛成2名、反対3名。少数意見の留保がございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより、総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 一点だけお聞きをしてみたいと思います。

非常に難しい請願の審査内容であったと思います。その中で一つ気になるのは、この反対意見の中で、今、国のレベルではまだはっきりとした方向性がないと。検討段階の中で地方議会から上げていくのはどうかという委員の意見の中で、地方議会から、そういった意見を上げるのはふさわしくないのではないかという内容だと思うわけですが、それは一つの根拠として、地方議会からの意見ということの、その考え方、それについてはしっかりと議論ができた中身なのか。これは、検討段階でも地方議会から意見書を上げることは許されておるわけですし、それがむしろ地方の権利でもあると解釈する面があるのですが、何かその辺りが、根拠性が常任委員会の中でしっかり議論をされた結果の意見なのか、その点について確認をしたいと思います。

○議長（味元和義君） 5番総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 審査経過の報告で、委員の賛成意見と、それから反対意見で、地方議会から国に上げていくことが大切という意見と、それから、今のまだ方向性ははっきり見えてない段階で、これを地方自治体から上げていくのはどうかは議論になりました。その中で、反対意見と賛成意見で取り上げました。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） それはよく分かるんですが、非常に判断の難しい中身になろうかと思うわけですが、私が言っているのはその根拠性ですよ。請願、例えば意見書を国に上げてくことの根拠として、これも法制化がしっかりと決まった段階で上げていくことにはなりませんので、だから、それを法制化するために、結局地方の意見として国へ上げていくのが意見書ですよ。

だからそういう観点で、国は国でたくさんそのような情報が積んできたことを踏まえて判断していく、それが地方に与えられた権利になるんですよ。だから、そういったことの根拠性がしっかり議論をされての結果かなと。

私も、陳情、請願については、常任委員会が決定したことに大体賛同していくのが一つの姿勢です。だから、簡単な陳情にしても難しい陳情にしても、常任委員会ですっきりと議論をして、その結果を出していただくことについて、常任委員会の判断に大体賛成していこうというのが私の考え方ですが、その根拠性がいまいち、議論された状況でないと、これは私の見解では少しおかしいのではないかなということです。賛成反対は別として、

その常任委員会の中での議論の根拠性、今、法律を国がつくっていきこうとしよる、まだ法制化が決まっています。その段階での意見書は逆に大事なことです。

例えば、沖縄の基地の問題とかになりますと、世界を踏まえてアメリカとの状況の中でいろいろな問題で、簡単には地方の意見としても成り立たない節があると私も理解するわけですが、この問題は法制化なので、それまでに地方の意見として上げていくことは、委員長、これは認められているわけです。

ですから、その議論がしっかりできたかなという確認です。

○議長（味元和義君） 5番総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 根拠という点では、総務常任委員会ではそこまでの議論には至っておりません。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 委員長をはじめ委員の皆様、ご苦労さまです。

私も何点か聞きたいのは、これは確か、地元の方からの請願書でなかったですかね。でしたら当然、説明者があって説明を受けてこなかったでしょうか。まず、その点。

賛成、反対意見があることは、当然で、この問題は国も今、ここにも書かれたとおりです。私も、国の方向性が決まってないから、地方議会から町民の声を上げていきこうじゃないかという請願だと思えますよ。決まったら請願する必要もないわけですよ。

それは個人の意見ですけど、それをどうこう言うことはありませんが、それぞれ、同姓である方、その方がいいということもある。あくまでも選択できるんですね。

いや私は、おらの姓を名のるぞということは、夫婦で合致すればいいわけですよ。だから、そういう議論ができていいのかどうなのか、ちょっと内容的に分かりませんが、ここに書いてあるのはやはり、同姓であるからこそ絆が強くなる。それは個人の思いだし、そういうこともあるでしょうが、あくまでも自分たちで選べるんですね。夫婦で同姓なのか、いや別々にしようか。そういう観点で捉えるならば、なぜ、決まってないから、地方から声を上げていくのはどうなのかという視点はどういう観点か、私には、十分に見えてこない。失礼ですが、十分議論されている中で。

だからこそ選択できる自由を、日本は民主主義の国家ですし、今はそういう時代になってきました。昔は父親がこうだと言えば、それに従う時代でした。今はそうではありませんので、そういった観点から、十分議論されたんでしょうが、この短い文章の中では読み取れませんので、国の方向性が決まってないからという議論は、どういう根拠なのかな

と。決まってないからこそ地方から声を上げていくのが、意見書の提出ではないかなと私は思いますが、委員長の審査、過程が分かっているれば、説明していただければ、二点お願いします。

○議長（味元和義君） 5番総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） まず、一点目の質問です。説明者の欄に説明者がいないと。これは6月10日の常任委員会の場にです。当然、3月10日に付託を受けて、3月11日に常任委員会をやっておりますが、そのときには請願者が説明に来て趣旨を伺ったという経緯はございます。

それから二点目ですが、私の意見じゃございませんのでね、これは。私の意見は反映されませんので、ただ常任委員会の中でこういう意見が出てきたとご理解いただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） いやね、委員長、私の認識は、確かに6月10日に審査したがでしょう。しかし、付託は3月にしているんですね。その中で説明があったんでしょう。そして、ここに、これは報告書の2回目の審査日だけながですよ。

しかし、1回目に説明者があれば、ここへ書いてもらわんと、私どもには分からんですが、説明者がおったかどうか、この文章を見ると。そのことがどうなのか。そこら辺、十分精査した上で提出されたがですか。本来、私は、継続審査であろうがなかろうが、説明をされたことが間違いなければ、説明者を書くべきだと思いますので、休憩の動議をとって、その正確な報告書にしてもらいたい。申し添えます。

○議長（味元和義君） 暫時休憩をします。

午後3時29分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩の動議が出ましたが、賛成者の同意を求めます。

暫時休憩をします。

午後3時30分 休憩

午後3時46分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩動議がありました件について、総務常任委員長より訂正の申出がありました

ので、許可します。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 審査経過報告書に不備がございましたので、訂正させていただきます。

最初からもう一度読み上げさせてもらいます。

審査日、令和3年6月10日。番号、請願第3－1号。付託日、令和3年3月10日。件名、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願。紹介議員、村井真菜、岩井優之介、両議員でございます。説明者はございません。

審査経過について。この請願については、令和3年3月10日に付託を受けて、3月11日に請願者の請願趣旨説明を受けて、審議を行い、継続審査として協議してきたところであり、その経過を確認した中で協議を行った。

継続審議の要因の一つに民法改正に関する請願であり、慎重に審議した上で判断すべき内容であるところに難しさがあった。

家制度の考え方や家族観による意見の違い、夫婦別姓、夫婦同姓の権利の保障、町議会から上げていくのはどうかが主な視点となったということで訂正したいと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 委員の意見の中で、賛成意見ですけれども、一点目の憲法第24条に基づいて当然であるとありますけれども、この憲法第24条について、総務常任委員会の中では、もう重々、審議する過程で分かっていると思うんですけども、残念ながら私の頭の中に、この憲法第24条が明確にありませんので、簡単で結構ですけれども、分かるようにご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 憲法第24条について説明します。これは賛成意見で出た意見ですが、憲法第24条に基づいて当然であるということで、憲法24条は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とし、相互の協力により維持されなければならないという条項です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 委員長のトーンがちょっと低いんで、条文だけで結構ですので、その部分はそんなに長くないと思うんで、いま一度朗読願えますか。

○議長（味元和義君） 5 番総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 憲法第24条、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならないという条文です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより請願第3－1号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成の者からの発言をお願いします。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） それでは、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願に賛成の立場で討論したいと思います。

皆さんはどんなときに家族だなあと感じますか。NHKの調査では、家族でご飯を食べているとき、お祝い事をしているとき、旅行に出ているとき、世間話をしているとき、悩み事相談、困難な問題を解決しているときなどという回答が多く選ばれています。

現代社会では多様で様々な家族の形があります。父母、子どもで暮らしている人、女性2人で暮らしている人、母と子で暮らしている人、父と子で暮らしている人、男性2人で暮らしている人、未婚のカップル、1人で暮らしている人など、家族の形は、形を限定せず、国を越えて大きく広がりつつ、そして、つながりの中で人々は生きています。

そもそも戸籍は飛鳥時代に身分を明らかにし、民を税と戦いのために把握するものとして始まったようです。戦前の戸籍は家制度の下、家の主人である戸主があり、縦社会の上に成り立っていたようです。戦後、家制度が廃止され、親子単位の登録変更になり、戸主は特権を持たない筆頭者に置き換わりました。

現在は、男女が結婚するときは、全ての夫婦は必ず同じ氏を名のらなければならないことになっています。選択的夫婦別姓制度とは、このような夫婦は同じ氏を名のるという現在の制度に加えて、希望する夫婦が、結婚後に、それぞれの結婚前の氏を名のることも認めるというものです。

もちろん選択的な制度ですから、全ての夫婦が別の氏を名のらなければならないというわけではありません。これまでどおり、夫婦が同じ氏を名のりたい場合には、同じ氏を名

のすることもできます。夫婦が別々の氏を名のることを希望した場合には、別々の氏を名のることもできるようにしようという制度です。

現状は男性の氏を選び、女性が氏を改める例が96%です。

別姓反対派の意見として、家族としてのまとまりが薄れる、家族だから当然、聞いたことがない、子供がかわいそうという感情の部分での意見が多い一方で、賛成派の意見としては、仕事上、名字を変えてしまうとマイナスになる、証明書の手続や名義変更が非常に手間である、アイデンティティの喪失、離婚するとき大変で、周りに伝えなければならないという事実上の課題を克服したいという意見が主であります。

日本国憲法第24条は、家庭生活における個人の尊厳と、両性の本質的平等について規定しています。

さて、ほかの国の状況に目を向けてみると、先進国では、日本だけが別姓を認められていないようです。他国では夫婦別姓の国もあれば、名字の在り方を規定していない国もあり、また、州によって規定が違っていたりと、実に様々です。

私もいろいろ調べる中でとてもびっくりしたのですが、サウジアラビアでは自分の名前プラス父親の名前プラス祖父の名前プラス父の名字という在り方があったりとか、曾祖父の名前までつけるという在り方があったり、フィリピンでは三つ選べるんですけど、一つは自分の名前、そして自分の名字、そして夫の名字を付け加える。二つ目が自分の名前と夫の名字、三つ目がミセスに夫の名前と夫の名字をつけるという、自分の名前すらなくなるというバージョンだとか、様々な形があるんだなということが、とても勉強になりました。

2015年に、結婚の際に夫婦別姓を認めず、同姓にすることを義務付けている民法の規定が憲法に違反するかどうかで争われた訴訟で、最高裁では、同規定を合憲とする初の判決を言い渡したが、その際、15名の裁判中3名が女性で、その女性裁判官は3人とも違憲であるとしておりました。

このように、女性が社会進出する中で、銀行やクレジットカード、免許証をつくる際にも、旧姓ではつくれず、名義変更が必要になり、業務上の支障が出てきている。研究論文を出した際に、名字が変わると別人扱いになってしまう。結婚したことや離婚したことなどプライベートなことを公的にしていかななくてはならないなどの声が上がっています。

さて、子どもの氏については、今までどおり子どもの名字は両親の名字のどちらか、そして、それは結婚するときに夫婦で決めることになります。今と変わりありません。昔は

結婚も子どもを持つことも当たり前で、女性は家庭を守るべきであると考えられていましたが、今はそういう固定的な考えは薄れ、嫁にやる、もらうなどの物のような扱いだったり、主人と家内という主従関係的な状況から女性が解放され、対等な関係性を築いてきたと同時に、男性も意識が変容しております。

別姓であってもよいという意識調査は50.6%という数字になります。女性の社会進出による壁を是正し、一人一人の人権尊重のため、それぞれ夫婦が話し合って選択し決定できるようにしていきたいと思うのです。互いの在り方や、大事にしている物事を話し合い結論を出していく作業というのは、互いを認め、尊重し、愛し合える関係性を築いていくためには、必要な行為だと私は思います。夫婦にとって、必ずや絆になっていくでしょう。

各議員のご賛同のほど、何とぞよろしくお願いしたいと同時に、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を可決した市町村として、安芸市、香美市、香南市、大豊町、大川村、土佐町、高知市、いの町、日高村、土佐市、須崎市、四万十市が出ております。是非、女性の社会進出を四万十町から応援していただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 次に、委員長報告が不採択のため、原案の不採択に賛成の者からの発言はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、原案賛成の討論が村井眞菜議員からありました。同じ総務常任委員会のメンバーとして、この請願について審議をしてきたことでした。その審議過程の中で、反対側の動きでしたので、あまり用意しておりませんでしたけれども、一応反対の意味合いで討論したいと思います。

審議過程の中で、大変これは難しい内容でありますので、悩みに悩んでの委員の意見でした。ただ、先ほど堀本議員も指摘されましたように、この地方議会という表現してあるんですが、今我々の議会の総意として、上に上げていくのはどうかなという意味合いの意見でした。

判断の根拠的なものは、なかなか見いだせないままに、法制化ですので、所管の法務省のホームページも取りだしながら勉強しました。

ご承知のとおり、これまでいろいろな論議をしまして、各制度間の中でも、論破が進んで、二分しているという状況でもありますし、法務省のホームページにおいても、平成3年から法制審議会民法部会で、婚姻制度の見直し審議を行っていると書かれております。

そういった中で、やはりまだ、令和2年12月にも閣議決定されたその第5次男女共同参

画基本計画においても、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、地方の判断も踏まえて、さらなる検討を進めることとしていると、法務省の見解というところを書いてありました。

そのくだりの中で、先ほど村井議員が数字的なものを述べられたんですが、法務省のアンケートデータが出ております。三点あって、一つは、夫婦は必ず同じ姓を名のるべきであり、現在の法律を改める必要はないと答えた方の割合が29.3%。続いて、夫婦が婚姻前の姓を名のることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字を名のることができるように法律を改めて構わないという、今回の選択制が42.5%。最後に、夫婦が婚姻後、同一の名字を名のるべきだが、婚姻によって名字を改めた人が、婚姻前の姓を、通称としてどこでも使えるように法律で定めると。選択性とはまた違った意味合いの人が24.4%いるということで、大変、世論調査も、等分に分かれております。今回、この請願については、やはり、論議が成熟してない段階なので、我々の常任委員会、あるいは議会としても、これの法制化を求めて上げるのはどうかなということで、反対ということです。各議員は、先ほど申し上げた内容等々も勘案して、審査をいただければと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 次に、委員長報告が不採択のため、原案の採択に賛成の者からの発言を許可します。

8番下元昇。

○8番（下元昇君） それでは、原案に賛成の立場で討論したいと思います。

手元に資料も何にもありません。ただ、選択的に姓を選べるということは、先ほど質疑の中で憲法24条についてちょっとお伺いしたんですけれども、憲法24条が制定されたのは、私が結婚するよりもずっと以前のことだと思います。私は間もなく結婚して50年近くになろうとしておりますけれども、結婚した当時、妻は当然、私の姓を名のるように自然となりました。

先ほど報告の中で、どういったときに家族を感じるかとありましたが、私の場合は、結婚してからずっと家の中では名字で呼んでおりません。女房が私のことを、怒ったときには「下元さん」と言うこともありますけれども、通常、機嫌のいいときには「昇さん」と。私も妻のことを呼ぶのに、旧姓は北村ですけれども、「北村さん」とは呼びません。機嫌がようても悪うても、呼び捨てで「かおる」と、家族内で、特に何の違和感もなく、

名字でなく、名前で呼び合っております。先ほど村井議員の賛成討論にもあったように、国際結婚も当たり前の時代、男と男、女と女、いわゆる多様性の世の中に、最近は随分変わってきましたので、やはり、これからは国会で審議して、この選択的夫婦別姓がどうなるか分かりませんが、国会を見ると、反対になる可能性があるかなと思います。

というのは、現状の国会議員の数でいくと保守的な考えの方が随分多いです。私も保守ですけれども、右でもなければ左でもない、大体真ん中の保守というか、考えで今まで来ました。

そういった保守的な私でも、これだけ多様性になって世の中が変わってきた中で、やっぱり、ずっと以前につくられた、憲法第24条に定められたことにいつまでも固執というか、そういったことが必要ない世の中になってきたのではないかなと。もう随分前ですけれども、私の知り合いの女性の方から、昔の名前でいたかったと、いわゆる自分の生まれ持った名字で結婚してもいたかったと聞いておりますので、特に名字については、私は偏った考えはないんですけれども、結婚するんであれば、夫婦でどちらの姓を名のってもいいよということは自然な道ではないかなと思ひまして、私の思いだけでお話しして恐縮ですけれども、賛成討論とします。

○議長（味元和義君） 次に、原案の不採択に賛成の者からの発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案の採択に賛成の者からの発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに討論はないようですので、これで討論を終わります。

これより請願第3－1号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願を採決します。

お諮りします。

この請願について、委員長報告は不採択です。

請願第3－1号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後4時10分 休憩

午後4時22分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第3－1号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願を採決します。
お諮りします。

この請願について、委員長報告は不採択です。

請願第3－1号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立多数です。反対者、4番古谷幹夫君、8番下元昇君、11番岩井優之介君、12番田邊哲夫君、13番堀本伸一君、14番村井眞菜君。したがって、請願第3－1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

暫時休憩をします。

午後4時23分 休憩

午後4時24分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第11、陳情第3－1号四万十町議会の「見える化」を求める陳情を議題とします。

この陳情議案については、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

5番総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 総務常任委員会に付託されました陳情第3－1号の陳情審査報告書と、審査経過について報告します。

令和3年6月16日。四万十町議会議長味元和義様。総務常任委員長緒方正綱。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

記。

陳情第3－1号。付託年月日、令和3年3月10日。件名、四万十町議会の「見える化」を求める陳情。

審査の結果、不採択です。

次に、審査経過報告書。

総務常任委員会、審査日、令和3年6月10日。

番号、陳情第3－1号。付託日、令和3年3月10日。件名、四万十町議会の「見える化」を求める陳情。

審査経過。この陳情については、令和3年3月10日に付託を受けて、3月11日に、陳情提出者に陳情趣旨説明を受けて、四万十町議会の対応を十分検証した中で、協議すべきということで、継続審査としておりました。陳情の5項目を要約すると、議会ホームページへの議会関連条例規則等の一括掲載。二点目に、委員会報告書の提出期限の設定と速やかな議会ホームページへの掲載。三点目に、委員会議事録の速やかな作成と議会ホームページへの掲載。四点目に、議会に関する全ての会議の開催日時の徹底周知と非公開会議の議事並びに非公開理由の周知。五点目に、意見箱に投函された意見の取扱い基準と基準の公表。以上について、議会对応、事務局対応を確認した上で協議を行いました。

委員の意見として、陳情者の思いに100%とは思わないが、議会としてできる部分は最大限できていると判断している。議会運営委員会の傍聴は取り上げる必要はない。また、速やかな情報公開というが、基本的に四万十町議会の情報公開は進んでいると思う。ほかの意見として、迅速化というのは分かる。これは、念頭においてやっていくということ。もう一つの意見に、5項目についてはほぼ情報公開ができています。委員会報告書のホームページ掲載は県下では四万十町が唯一です。意見箱については、全議員に配布をして意見を聞いております。

審査結果、不採択。全員一致であります。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより、総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 委員の意見の中で、一番上、議会運営委員会の傍聴は取り上げる必要はないと断定をした書き方になっています。例えば、これ、読んだときに、何か冷たい書き方だなと。なぜという、一つは理由をしっかりと上げていかんと、なぜ、議会運営委員会は傍聴できんのよと、逆に疑問が増すと思うんですね。こういうことから、議会運営委員会の傍聴はできませんよというのを、やっぱり、その意見の中で、あったのかどうか分かりませんが、これでは、一般の人が見たときに、なぜよと、逆に、殊さら議

会運営委員会だけがなぜ非公開よという思いをされますので、何がゆえに、議会運営委員会は非公開にしていると、傍聴を許さないという形にしているのか、審議の過程で委員長の意見を聞くつもりはありませんが、そこまでやっぱり審議をしてもらっておかないと、余計、疑問が膨らむなど、私は、これを読んで思いました。

それについて、なぜという意見が出れば、お示しをしてもらいたいし、ただ「見える化」を求めるといふ、私はこの陳情そのものの、いわゆる相対的な「見える化」については、私は賛成ですが、ここに委員の意見で書かれているように、取りあえず議会としては一生懸命やっているんだと。確かに迅速化、念頭にやっていることですので、この陳情者の趣旨に沿ってできることは、やはり積極的に「見える化」を目指して頑張るんだという、意見があったかどうか、お聞きしたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） まず、議会運営委員会の非公開については、審議の中で、特に定例会前の議会運営委員会は、まだ正式に決定してない段階で、これを公開して傍聴となりますと、事実と相反する情報が外に流れる恐れもありますので、そういうところも協議した結果です。

それから、二番目の質問ですが、当然、総務常任委員会だけでなく、議会の委員会として、「見える化」と。できるだけ、陳情者の思いに近づけるということでは、全員がそういう思いです。今、常任委員会も月に1回以上はやっておりますので、仕事量がかなり増えております。そういうところで、今できる範囲の目いっぱいやっておると思います。その中でも、やっぱり町民の思いについてはできるだけそこに近づけていこうという意思は持っております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第3－1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第3－1号四万十町議会の「見える化」を求める陳情を採決します。

お諮りします。

この議案について委員長報告は不採択です。

陳情第3－1号四万十町議会の「見える化」を求める陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、陳情第3－1号は委員長報告のとおり不採択にすることに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議時間は議事日程の都合により、あらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第12、陳情第3－3号四万十町文化的施設整備推進事業計画の見直しを求める陳情書を議題とします。

この陳情議案については、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

4番教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） それでは、私から報告をさせていただきます。

令和3年6月16日。四万十町議会議長味元和義様。教育民生常任委員長古谷幹夫。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号、陳情第3－3号。付託年月日、令和3年6月9日。件名、四万十町文化的施設整備推進事業計画の見直しを求める陳情書。審査の結果、採択です。

続いて、経過報告書を説明申し上げます。

教育民生常任委員会、令和3年6月定例会、審査計画経過報告書。

審査日、令和3年6月10日。

番号、陳情第3－3号。付託日、令和3年6月9日。件名、四万十町文化的施設整備推進事業計画の見直しを求める陳情書。説明者は陳情提出者2名でした。

審査経過、陳情提出者2名の出席を求め、陳情の趣旨を中心に説明を受けた後に、審査をしました。

委員からの意見として出された主立ったものを挙げておりますけれども、今計画しているものが将来大きなお荷物とならないために、いま一度議論しておくことは重要だ。陳情の内容は十分理解できる。本計画は見直しをかけ、町民に望ましい施設とするためにも再考する時間が必要だ。住民の合意を得るためにも、いま一度立ち止まって見直すべきだと趣旨に賛同する。もう一つの意見は、全体的なこれまでの流れを見た上で、趣旨は理解できるが、採択は難しいという意見が出されました。審査結果は、採択、賛成が3名、反対1名です。

以上です。

○議長（味元和義君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより、教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、この審査するに当たって、ずっと以前、平成29年度あたりから、この計画はずっと上がって、今まで継続されてきましたが、この間に説明を受けてきた、あるいは調査したこと、その経過を踏まえての審査経過があったのかどうか。

それと、この陳情の中でも、以下四点を要望するものであるという項目の中に、詳しくは言いませんが、四点目に、建設場所は旧庁舎跡ありきでなく、他の町有地についても検討することという文言があります。

これについては、令和元年度9月定例会で、町長の行政報告において、候補地3か所のメリット・デメリットを比較説明した上で、場所を決定すると報告されております。

ということは、陳情者は、旧庁舎跡ありきで審議が進んできたと考えておるわけですが、この点について常任委員会での議論はなかったのか、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 4番教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） 教育民生常任委員会では、この過程については、

重要なテーマとしてずっと常任委員会で議論をしてきた流れがございましたので、その部分についての、6月10日に改めての振り返りは、基礎は理解しておるという前提の中で、この出された陳情書の趣旨を中心に審査したのが経過です。

それから、確かに四点の具体的な項目で示されておりますけれども、この部分については、各委員の中で、全体的な流れで反対の意見を出された方もございますように、一つ一つの項目よりは、全体的なそういったこと、点も踏まえた見直しという、全文の趣旨を重視した中での議論で、ここにお示しをした内容です。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 改めて、今回、これまで歩んできた経過を一つ一つ私なりにもチェックをしてみたり、この時点でこういう報告があったのかを、いま一度確認してみますと、随分、多くのことが報告され、あるいは一般質問でも取り上げられ、時間的な経過がしております。

そういうことを踏まえていくと、改めて1回これを見直した上で議論をしていかないと、抜かっていく部分があったのではないかと危惧もするわけですが、そういうのをのけてでも十分な議論がされたと判断されますか。

○議長（味元和義君） 4番教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） 先ほども申し上げましたけれども、教育民生常任委員会では、最大の今期のテーマということで、従来の経過も十分に常任委員会の中でずっと議論、振り返りをしてきた、そういった前提の中での今回の陳情案件についての意見を求めたわけです。委員長としては、橋本議員から指摘や質問いただいた内容については、委員それぞれが、十分理解をした中で結論を出したと思っております。

○議長（味元和義君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 短く、もう一回お願いします。といいますのは、様々なことが、この小さな文章の中に書かれて、すごく中身の大きなものがあるわけですが、これを十分に審議できたかなというのは、私がもしこの立場になったら難しいなとかいう部分もありますので、しつこいようですが、もう一度ご答弁を願いたい。この陳情者の方々に、例えば旧庁舎跡地ありきではなかったがですよという説明も、理解を求めるために必要ではなかったかと思いますが、その点はどうでしたでしょうか、経過を教えてくださいと思います。

○議長（味元和義君） 4 番教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） 説明者の方からは、この陳情の趣旨の内容について説明をいただきました。ここには記録しておりませんが、嘆願書に署名された方であるということです。

そういった中で、今出されました個々の部分についても、常任委員会としては、陳情者の方の思いを、しっかり受け止めた中で議論をしてきたと私は理解しております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

3 番林健三君。

○3 番（林健三君） 一点だけ聞きたいと思います。

委員長報告は賛成者 3 名、反対者が 1 名おりますよね。委員からの意見で、一番下の欄は反対者の意見じゃないかと思っております、全体的なこれまでの流れを見た上で、趣旨は理解できるが、採択は難しいとありますが、ほかに反対した意見があったと思いますが、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 4 番教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） 背景的な意見については、反対意見を述べられた方は、そういった内容がありましたけれども、内容的には、ここに記しておくことおり、全てを私は表しておると理解しております。

○議長（味元和義君） 3 番林健三君。

○3 番（林健三君） 先ほど橋本議員からもあったように、平成29年度からこの問題についてはいろいろな形で議論してきたわけですね。私も、その中の 1 人です。視察にも行きました。佐賀県から始まって、瀬戸内市民図書館とかにも行った経過がありますが、その中でいろいろな問題が、4 候補地があって、それぞれどうかというて、最終的に執行部から、旧役場庁舎跡地が提案されたと思いますよ。

その辺で、委員の中で検討というか、いろんな問題があったかもしれませんが、それがあつたかないか、もう一回だけ、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 4 番教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） 先ほど橋本議員の質問にも答えたと思いますが、個々の項目については、それぞれの解釈というのも議論の中ではありました。

ただ、全体的にそういったことも踏まえた中で、この陳情を出された方の趣旨には、正に住民に十分に届いてない、そのことをやっぱり一つの大事な焦点として出されておると

ということで、議論はこういう結論に至ったということです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 大変大きなテーマで、審議されたということで、内容もこのとおりいただいておりますが、一、二点、お伺いします。

まず、陳情書の二番目に、本計画は見直しをかけ、町民に望ましい施設とするために再考する時間が必要だと。時間ということで、非常に先ほど来、各議員の質問のとおり、平成28年、29年から、我々もいろんな場面で、視察をしたり、委員会を経由したりということと重ねてきてまして、一定の時間を経過しながら現状に至っているわけであります。これを再考する時間は、検討される中で、どれぐらいの年数をかけて見直すか、陳情者に質問したのかどうかを一点お伺いしたいと。

それから、この陳情書に4項目挙げてあります。複合的な文化施設でなければならない必然性という部分とか、それからコンパクトに、ランニングコストの関係、この1番、2番については、従前、今までどおり来ておる状況ですので、十分理解するんですが、あと3番、4番について、十和地区に図書館分室を設置することも別枠で、今からつくっていいという討論がありましたが、今回は、この事業計画の見直しを求める中に、図書館の十和分室を設置することを、はっきり明示されていますので、これを陳情として受けますと、十和地区の図書館分室の設置に向けても合わせて、新たに検討が始まるという取上げ方になるわけですので、今の場所についても、一つの方法として、一部採択とか、そういった声もあったのかなかったのか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 4番教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） 二番目の質問については、その議論はありませんでした。

最初の部分はちょっと聞き漏らしたですけども。

○10番（中屋康君） 時間的な部分です。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） 失礼しました。再考する時間が必要だという意見を出していますけども、この時間がどのぐらいという議論はしておりません。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第3－3号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案の採択に反対の者からの発言を許可します。

9番水間淳一君。

○9番（水間淳一君） それでは、少し時間をいただきまして、陳情第3－3号について、反対の立場から意見を少し述べます。

私は、陳情自体を全て否定しておるわけではありません。やはり陳情者のいろんな思いとか旨とかあると思いますので、その方の意見は尊重せないかと考えます。それを尊重した上で、今までのことを勘案しながら、私なりに考えた場合に、賛成するのは難しいということで、私は反対しました。

一つに、私は旧役場が取り壊されて、あまり時間がたってないときに、一般質問をしました。庁舎跡地を駐車場に使っておりますが、あの広いところを駐車場だけに使うのはもったいないし、当時の言葉で言いますと、芸がないんじゃないかと私は考えたわけで、この芸がないというのはあまり適切な言葉ではありませんが、やはりもう少し、ほかのことに庁舎跡地を利用すべきではないかという趣旨の一般質問をしました。

というのは、窪川地区のまちを考えてみたときに、観光とか、まちづくりとか三つゾーンに分かれておりまして、庁舎跡地を一つのゾーンと考えた場合に、まちづくりのゾーンの一つの核と、核づくりということで庁舎跡地へ何か、町の活性化になるため、活力になるための建物とかをつくるべきじゃないかと、一般質問しました。

そのときには、何をつくったらいいのかは、頭の中に具体的には浮かんでおりませんでしたが、その後、先ほど政策監からも時系列で説明がありましたが、平成28年度に文化的施設検討委員会を立ち上げたいということで、委員謝金を平成29年度当初予算に計上して、これは皆さんが全員で可決したことから始まりまして、それから平成29年度、30年度、ずっと時系列で説明いただいたとおりです。

その中で、やはり前教育民生常任委員会も大変苦勞してこの審査をしてきたことであろうと思うわけです。

そして、ずっと時は流れましたが、平成元年9月に町長の行政報告の中で、候補地を三つに絞って、メリットとデメリットを比較して説明を受けました。その総合的に判断した結果、旧役場庁舎跡地を文化的施設建設予定地として決定すると、町長はそのときに決断しております。

今後は、ここに文化財施設を整備することを前提として、施設整備計画や基本設計の作業を行い、計画の具体的に取り組む旨を報告されました。

私の記憶が全て正しくはありませんので、今までの町長からの行政報告とか、担当からの説明などを基にして、ちょっとメモをつくったわけですが、時系列でずっと検討してきた中で、やはり私は、この説明も、真摯な態度で、議会に対しても一般に対してもやはり行ってきたと評価しております。

そういうことで、陳情の願意は、先ほど言いましたように、よく分かるわけですが、文化的施設計画の見直しを強く求めるという願意ですので、ここで見直すと、1からまたやり直しとなりますので、そういうようにもつながってきますので、私は、この計画は進めていただくべきだと考えて、反対討論をしております。四万十町には、皆さんご承知のように、宝物が数多あります、いろんな宝物があります。その宝物を磨く一つの施設としても、やはり庁舎跡地へ子どもたちのため、宝物を磨くための施設ができるということで町の活力を生み出す、活性化になる施設ができるということで、私は大いに賛成したいと考えますので、結論としては、初めに言いましたように、この陳情に対しては反対という立場です。議員の皆さんのご判断をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） 次に、原案の採択に賛成の者からの発言を許可します。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 私は、この陳情に賛成の立場で討論したいと思います。

初めに、四万十町の課題解決のために、そして人材育成のために、この文化的施設事業計画を真剣に取り組んでこられた町長はじめ執行部、そして検討委員会の皆様に敬意を示したいと思います。

そして、今回、751名に及ぶ見直しを求める嘆願署名を、町民主体のまちづくりを実行するために、四万十町の未来を思う気持ちだけで集められた、陳情を出された方々に心から感謝と敬意を示したいと思います。

そして、このような陳情、嘆願が出されたことに、本当に私は心から感動もしています。町民も議会も町長も四万十町の未来、子どもたちの未来を真剣に考えた末に、今この瞬間を迎えたと思っております。文化とは心を耕すというところに語源があります。執行部、町民、議会とのやり取りの中で、文化的施設が真のコミュニティ機能を持ち得るのかどうなのかが問われていると思います。

この施設の主になる受益者であるはずの窪川地区の町民の声を無視し、押し切った形での実現は、ハード面は多額な予算をかけるのでいいものができたとしても、ソフト面である四万十町らしさや、四万十町民のための四万十町にしかないものへとつくり上げることが本当にできるのでしょうか。やはり、反対の方、賛成の方を含め、共に議論する中でよりブラッシュアップされて、内容の濃い、ソフト面が非常に充実した四万十町の文化施設となると思います。急ハンドルを切ると言いますが、執行部がつくった案ありきの説得型や理解を求める型ではなくて、広くみんなの意識やアイデアを聞きながら思いを乗せた車であってほしいと、そして、そうあるべきだと思います。

余談になりますが、隣の黒潮町を見たときに、この海が美術館ですというキャッチフレーズのアイデアのもと、砂浜美術館があり、多額の投資をするということではなく、多くの方々が、そこにあるものを生かして運営されています。

現計画にお金をかければ、もちろんコンサルタントが説明で言われるような立派なものになります。しかし、そのお金は税金、血税です。知恵と力を出し合えば、愛着のある自分たちでつくった文化施設がつくれます。お金をかけ、大きな業者に頼むことは、そして、執行部に任せきりでは、というのは簡単なことですが、しかし、町民、議会、執行部がしっかりと汗をかいて、文化的施設つくっていくものは唯一無二です。それこそがこのまちのまちづくりになり、まちの魅力、窪川まちなか再生のための道のり、そして私たちのこのまちで生きる誇りへと昇華していくことだと思います。

私は四万十町の最高規範である四万十町まちづくり基本条例に基づき町民主体の協働のまちづくりを実行していくために、この陳情に賛同します。第27条であった、地域自治区の設置が凍結され、削除された事実は、住民にとって大きな損失であります。町政へ声の届きにくい現状です。この陳情は、住民から町政、議会への悲鳴であり、怒りでもあると思います。議会、執行部は、そして私自身、非常に重く受け止めていかなくてはならないし、重く受け止めております。

私が教育民生常任委員会に所属していた昨年度そして2年前において、執行部側からの説明を多く受けることができました。その中で、意見を伝えたり、こうあるべきじゃないかということを伝えてはきたのですが、やはり説明型、説得型であることが否めませんでした。一体どこで私がブレーキをかけるというか、町民の側へキャッチボールする段階があるのかを、一定観察しながらきて、今日を迎えておる状況です。

窪川地域のまちづくり委員会を早期に設置するべきだと思います。そうでないと、町

長、副町長へ課題解決の負担が多すぎます。私は四万十町なら真のコミュニティ機能を含んだ四万十町ならではの文化的施設をつくり上げられると信じています。ブレーキをすることではなくて、人の心を耕すということだと思います。

この陳情に賛同することを同僚議員によりしくお願いしたいと同時に、まちづくりと文化的施設を執行部と対等な立場で議論するためにも、ご賛同、何とぞよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 次に、原案の採択に反対の者からの発言を許可します。

15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 私はこの四万十町文化的施設整備推進事業計画の見直しを求める陳情書に反対の立場で討論を行います。

この陳情の前段にもありますけれども、令和3年度に入って、広報と一緒に配布されてきたチラシで知りましたという言葉もあります。しかし、これまでの経過を見てみますと、かなり多くの場面で、この施設については、以前より説明もしてきたし、あるいは議会の一般質問だけでも延べ17人、64項目の視点から執行部の見解を求めております。

住民に対して、まだまだ周知が足らなかったとか言われればそうかもしれませんけれども、それ相当の努力を執行部はしてきた。知らせるために尽力してきたこともまた事実です。広報、あるいはケーブルテレビを使ったり、また、ここで一般質問する議会中継を通じたり、様々な形で、私は2年間、広報広聴の撮影班を担当しましたが、幾度となく旧庁舎跡地の写真、もう撮る方向がないねというぐらい、広報紙にも掲載した事実もあります。

そういう意味から言いますと、時系列の今までの説明、あるいは先ほど、委員長に質問もしましたが、庁舎跡地ありきではなくという部分については、確かにそういう経過も踏まえて候補地を選んで、そこからメリット・デメリットを比較説明した上で総合的に判断をした結果、そのことが町長からの報告としてもあっております。

今この段階になって、説明不足であるとか、まだまだ不十分である、100%は周知されてないかもしれません。しかし、もうできる手だては尽くした、そして足りない部分については、これから地元町民にも説明をしていく。そういうことも踏まえて、是非、今回、ここでスケジュールが遅れることがないように進めるべきだと私は考えております。

私も一般質問では、ずっと以前に、疑問に対しては質問してきました。その中の一つにスケジュールを示せと、当局に迫ったことがあります。そのときのスケジュールからいう

と随分遅れてきております。これは新型コロナウイルス感染症や、その他の影響もあって遅れてますが、もう十分に町執行部としては説明責任を果たしてきておる、皆さんの意見にも、皆さんに周知してもらうための努力もしていると判断するものです。

どうぞ、議員の皆さん、私の反対をする意図をおくみ取りの上、ご賛同いただきますようによろしくをお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） 次に、原案の採択に賛成の者からの発言を許可します。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 私は原案に賛成の立場で討論したいと思います。

先ほど、文化的施設においては、町執行部は十分に説明をされたとおっしゃいましたけれども、確かに執行部は今も説明をしようと、パブリックコメントも14日から集めようとされているし、住民に対してのアピールはされてきました。

その上で、町民から嘆願書が出され、この陳情書が出されたわけです。要は、町民の人はまだ納得をしていないということです。この陳情書に対して、やはりそれに対して応えるべきだと私は思います。陳情書の内容は、ブレーキを踏んで見直してほしいということですので、それに対して私は大いに賛同するものです。

議員各位の皆さん、そういう方向で判断をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 次に、原案の採択に反対の者からの発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） それでは次に、原案の採択に賛成の者からの発言を許可します。

12 番田邊哲夫君。

○12 番（田邊哲夫君） だんだん賛成する議員もおられますので、簡単に二点、私の意見を述べて、皆様方の賛同をいただきたい。

まずは、先ほど村井議員が言われましたように、基本は、まちづくり基本条例に、町民が主人公であるという一つの視点の中で、午前中に一般質問をしましたけれども、これだけ多くの窪川地区の町民が、もうちょっと待ってくれというこの叫び、確かに二代表制の下で、町長が説明してきました、町民にも議会にも。それが議会のOKではありません。だから、町長提案に対して、16名の町民から選ばれた議員が、個々の責任において、町民の付託にどう応えていくのかだと私は思っています。

そういう観点で言いたいのは、確かに説明もしてきたでしょう。しかし、現実には750数名の方は、私ら寝耳に水やったと。もうちょっと詳しい説明をしてほしいという叫びだと私は思ってますね。だから、今日、議会が二分するような判決を下さなければならないのは非常に私も残念です。

しかし、陳情がある以上は結論を出さなきゃならん。恐らく、私も含めてですが、多くの方々は建てるなということやないと思うがですね。時間が欲しい。町の説明ももうちょっと聞きたい。そういう思いだと思います。だから、急ハンドルを切るじゃなくて、ブレーキをもう一回、町長、踏んでくれんかよと。確かに、事業については、合併特例債を活用することになっています。期限はあります。もう最終的な予算、恐らくこれで合併特例債は全額消化することになるんでしょう。

ただ、建物よりも、今後のランニングコストも含めて、最近提示をされたがですよ。年間7,000万円の維持管理費がいいんですかということも含めて、私は、町民、特に700数十名のそういう叫びのある方の理解を求めるためには、何としても9月補正予算を出さずに、もうちょっと辛抱してもらいたい。その中で私は、その問題についてはしっかりと受け止めて、結論出したいと思えますけれども、あまり早急なことになると、今日私は表明しましたけれども、この陳情書に賛成する立場である以上は、9月の提出はやめてほしいなという思いを述べて、私の賛成討論に代えます。失礼しました。

○議長（味元和義君） 次に、原案の採決に反対者の者からの発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案の採決に賛成の者からの発言を許可します。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 委員長報告に対して私は賛成の立場で私の思いを述べさせていただいて、ご賛同いただきたいと思います。

だんだんの討論の中で、各議員の、説明を執行部が町民に対して十分にしたか、したじゃないかという議論が聞かれました。私は議会に対しての、執行部からのこの事業計画については、十分と言ってもいいんじゃないかなと説明をいただきました。説明をしたからこうであるということではなく、やはり今の事業計画そのものをもう少し見直す必要があるのではないかということは当初から、私は執行部にも私の意思を伝えながらきたつもりです。

執行部は事業計画そのものを資料に基づいて説明してきたわけですがけれども、私たちも

これはいいなという意味は、そんなに議員からは執行部に対して示していないのではないかなと思います。

その間、私たち議会としても、それがいいか悪いかということの参照する意味でも、それぞれ研修に行って、実地等々、あるいは高知市内のオーテピア等も視察しながら勉強してきたと。勉強していかんと最終判断もできないということですから。この計画が四万十町の実態に見合ったものかどうかの判断は、我々も一生懸命勉強をせんと。執行部から事業計画を説明いただいたから、それはしょうがないということには、私は基本的にならないと判断しています。ですから、今までに、議員から、この事業計画はすばらしい、だから早急に進めるべきであるという意思が示されていないのではないかなと私は解釈しています、現段階でも。

当然、事業計画を説明し、そのことを認めていただきたい、その一心で説明していくのは執行部の務めでありまして、私たちはまた、そのことを受けて、執行部が説明してきたから、これはもう大変じゃったろう、これはしょうがないという観点で決定するべきではないと捉えています、一議員として。ですから、それは合意がいったら、そのことは合意として賛成でいいわけですけども、やはり問題がまだあるなということを捉えると、一定ブレーキをかけていただきたい。

ブレーキというのはこの事業計画に真っ白く反対ということではありません。図書館にしても、美術館にしても、私は必要であると感じています。しかし、その建物の在り方と、町民の思いに添えていくことには一定、まだまだ時間が欲しいのが正直な考えです。

ですから、一定その時間をブレーキかけてという意味は、財源が、合併特例債の活用です。その合併特例債がどれだけ向こう容認の期間があるのか。そのぎりぎりいっぱいでも。結局もう少しこの事業計画については、十分町民の反対意見も踏まえて、どうあるべきか、図書館としての施設としての議論をどう生かすか。美術館としては、どういう状況の中で教育に生かしていくか。このことの議論がもう少し、私は基本的にしっかりと、なるほどということが欲しいなという思いを持っています。

ですから、事業の縮小、要するに予算を踏まえたもので事業の縮小はしていても、その機能をしっかり果たすということが、四万十町に大事な施設と、私は言えるのではないかなと。今のままでは、事業規模も大きいと思いますし、ランニングコストも、これは十分考えていかなきゃならん。だからまちづくりにそのことが生かすという思い、町長の考えも、私も分かります。ですから、一生懸命、執行部は執行部としての立場の中で、そうい

ったことを一つの拠点としながら、まちづくりにも、人材育成にも生かしていきたいという思いは私も分かりますよ。

だから、そのことを生かしていく仕組みとして、本来この施設、複合施設そのものがどうあるべきかはもう少し、私は、町民のそういった陳情も踏まえて考えていく必要があるのではないかな。だから、私が当初より思っていたことが、今回の陳情の中に出てきたために、それは反対する理由がないというのが私の思いです。

我々はそういったことを踏まえて、責任ある議決、四万十町に将来的にかかる、最低限の施設はしっかりとつくることについては、責任もありますから、議会は。そのことを整理した上で、判断していく。これが私たちの権利でもあるし、務めです。

執行部が十分説明したことも私は認めています。それは分かるわけですが、してきたじゃないか、議会は反対という意見はないじゃないかということではなくして、執行部は執行部の思い、それに対峙していくのが議会の役目ですから、我々の権利でもあるし義務でもあるということですから、それはここでしっかりと議論をしていくための、結局ブレーキをかけるという意味です。そういったことを十分理解して、早急に、計画に基づいて、9月には補正予算の中で一定の更新を認めていくということも、これはなかなか大変じゃないかという焦りがあります、私たちも。時間は十分にかけてきたじゃないかという見方はあろうと思いますけれども、一議員として、今の事業計画そのものは、私の考えの中では、四万十町の実態に見合った施設や規模ではないと。もう少しその事業計画をしっかりとした上で生かす仕組みが十分見えてきた形をとっていただきたいなと。その上でも、十分間に合う。つまり、早急にもうやらなければ、町民、四万十町が生活をする上で非常に支障があるというものではない。

だから、そのことを理解した上で、議会と執行部の立場、しっかりと生かした形の中で、責任ある議決を私はしていく必要があると考えておりますので、その件を十分ご理解いただいたらありがたいということを申し添えて討論とします。

以上です。

○議長（味元和義君） 次に、原案の採択に反対の者からの発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） では次に、原案の採択に賛成の者からの発言をお伺いします。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 賛成の方の討論が数多く出てまいりました。私の思いとほぼ一緒に

す。私も頭から図書館、美術館つくるなといった考えは全くありません。

こういった機会ですので、議員の皆さんには、初日の散会后、執行部が退席された後で、議員だけで意見交換したことをいま一度、皆様方に考えていただきたいと思います。

今朝の一般質問の中でも、副町長から、中心市街地のゾーニングの説明もありました。実はゾーニングをすべきじゃないかと提案したのは私です。旧庁舎がなくなって、広大な町有地ができましたので、これを核に中心市街地、活性化に向けて、やはりゾーニングに分けるべきではないかと提案して、その後、執行部が、今日の副町長の答弁にあった茂串町辺りを文化的なゾーン、それから駅前はまだ経済的ですので、これは置いといて、教育ゾーンは琴平町、北琴平町、香月が丘と、町からも示されております。

そこで、今回、いわゆる複合施設になりました。私は当初は図書館だけでいくのかなと思っておりまして、賛成、やっていただきたいという思いでございました。そうするうちに、審議会ができて、複合的な図書館と美術館、それと交流の場も一緒につくろうとなって、予算も膨らみ、施設そのものも大きくなっていきました。

そこでいま一度、皆さん方に考えていただきたいのは、図書館は、生涯教育も含め、やはり子どもたち、学生、若い方々への教育の場の一つの提供であると私は考えております。したがって、今回の陳情にも書かれておりますように、今ある図書館、美術館については、現在地を美術館として残して整備したらどうかという案件も入っております。

今までの執行部からの説明の中では、現在の図書館・美術館では、これまで台風等の大雨によって浸水する区域であるから、望ましくないと、所蔵品が浸かるといった説明もありました。しかし、現在の図書館・美術館は、どんな大雨が来ても、現状では、全てとは申しませんが、浸水区域には入りません。排水ポンプが設置されまして、大雨であれば、移動式の大型排水ポンプも予算通っておりますので、これをもってすれば、今の図書館・美術館が浸水地域にあるとは私は考えておりませんので、そういった意味でも、現在の図書館・美術館を美術館として残して整備することも十分可能であると私は考えます。

ところが、これを美術館と図書館を一つのものとして考えると、先ほど言ったように、文化的な施設でありますので、旧庁舎跡に設置することもおかしくはありません。しかし、私は、あえて今、計画に出されてきたような複合施設ではなくって、今申し上げましたように、浸水の恐れもありませんので、現在の図書館・美術館はきちんと、美術館としてできるように整備して、また、町民あるいは町外から来られる方にも楽しんでいただ

る施設に改修すればいいんじゃないかなと、個人的には思っております。

そういったことで、もう一度、この図書館を主に考えた場合、私は、これは子どもであるとか、先ほど申しあげましたように、生涯学習も含めて、やはり教育という観点からこれを判断すべきじゃないかなと私は考えます。

したがって、仮に、今の執行部が提案し説明してきた複合施設であれば、旧庁舎跡地でも、それは文化ゾーンですからということであれば話は通るとは思いますけれども、また、別個の図書館と美術館をつくるとなると話は別になります。

だから、今回、多くの町民の方々が、そういったところももう一度考えていただきたいという陳情案件ではないかなと私は思います。

どうか皆さん、これは本当に執行部が言っているように、今回の建設に当たっては、子どもたちの未来への投資ですと、きちんと文言にもなっておりますので、やはり私はそこら辺りを議員の皆さんが、この陳情案件、先ほど既に4名の方が賛成討論されましたけれども、ブレーキをかけて、いま一度見直すことも必要ではないでしょうか。

私が考えているように、執行部から提案された複合であれば、場所は町有地としては、旧庁舎跡地しかありません。しかし、図書館を別として、もっとコンパクトなものにすれば、別の町有地があります。そこら辺りをもっと議会と執行部と、そして住民の方々とも十分に協議をした上で、どういった施設が望ましいか、結果を出してから、この案件については進めていただきたいと。決して、つくるのが駄目だと言っているわけではございませんので、もう一度、議員の皆様方にもご理解を賜りますようお願いして、討論と代えさせていただきます。

○議長（味元和義君） 次に、原案の採択に反対の者からの発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案の採択に賛成の者からの発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第3－3号四万十町文化的施設整備推進事業計画の見直しを求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。

陳情第3－3号四万十町文化的施設整備推進事業計画の見直しを求める陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立少数であります。賛成者、4番古谷幹夫君、6番武田秀義君、8番下元昇君、12番田邊哲夫君、13番堀本伸一君、14番村井眞菜君。したがって、陳情第3－3号は不採択とすることに決定しました。

ただいまより暫時休憩をします。5時45分まで休憩とします。

午後5時33分 休憩

午後5時45分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第13、発委第2号「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4番教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） それでは、発委第2号について発表します。

発委第2号。

令和3年6月16日。四万十町議会議長味元和義様。提出者、教育民生常任委員長古谷幹夫。

「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書（案）。

2016年、妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援の方針が決定され児童福祉法の一部を改正する法律が公布されました。

2018年12月8日には参議院本会議で、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）が全会一致で成立し、全ての妊婦と子どもに、妊娠期から成人期まで切れ目ない医療・教育・福祉を提供する重要性が明記され、国や地方公共団体、関係機関には必要

な施策を実施する責務があるとされました。

周産期医療の充実には、早期発見、早期治療が求められます。しかし、低出生体重児や早産、未受診のハイリスク出産が大きな課題となっている現実があります。切れ目ない医療が提供されるためには、全国全ての自治体で実施されている、乳幼児医療費助成制度と同様の妊産婦医療費助成制度が求められます。

この制度の創設は少子化先進県といえる高知県において、安心・安全な妊娠・出産の確率は絶対的に必要なものであり、妊産婦の健康保持に医療費助成費の制度は極めて有力な制度となり得ますと、高知県産婦人科医会の見解にあるとおりです。

成育基本法の趣旨の実現と少子化対策の充実のために、高知県においても妊産婦医療費助成制度が創設策創設されるよう強く要望します。

記。

1、妊産婦医療費助成制度の創設を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

高知県高岡郡四万十町議会。

高知県知事、宛名は濱田省司殿です。

以上です。

○議長（味元和義君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第2号「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第2号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、字句そのほかの整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、常任委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審

査・調査の申出があっております。

お諮りします。

教育民生常任委員長から、また各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長から、また各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩します。

午後 5 時52分 休憩

午後 6 時01分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 2 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 6 時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員